

第四十五回

參議院農林水產委員會會議錄第十六號

平成十一年五月廿三日(未曆田)

委員の異動

辭任

五十一  
益田洋介著

辭任

益田洋介君  
木原健太郎君  
三重野栄子君

出用者に左のとおり

三  
五

委員

- 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 持続的養殖生産確保法案(内閣提出、衆議院送付)

説明員  
運輸大臣官房技  
術參事官  
建設省河川局次  
川島  
毅君  
吉井  
一弥君

國務大臣	農林水產大臣	中川 昭一君	石井
政府委員	水產廳長官	中須 勇雄君	
事務局側	運輸省運輸政策 局長	羽生 次郎君	
常任委員會專門員	安全局長 運輸省海上技術	谷野龍一郎君	
鈴木			
威男君			

○委員長(野間赳君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案及び持続的養殖生産確保法案、以上両案を一括して議題といたします。

両案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。  
○三浦一水君　自民党の三浦でございます。  
私は、持続的養殖生産確保法案について若干お尋ねをしておと思ひます。

まず、大臣のお考えをお伺いしたいと思うんで  
すが、我が国の漁業はいわゆる沿岸から遠洋へと

第九部 農林水産委員会会議録第十六号 平成十一年五月十三日【參議院】

して、御指摘のよろいろな問題、過密養殖を原因とする漁場の悪化、魚病の発生あるいはまた景気低迷による魚価の低下、あるいはえさ、特にイワシ資源の減少によるえさ価格の高騰など大きな問題を抱えています。養殖漁場の悪化や魚病の拡大は、将来にわたって安定的な生産を確保する上で極めて大きな問題ということで本法案を提出させていただいたところでございます。

漁協等による養殖漁場改善のための取り組みの促進、また我が国に未定着の魚病についての早期段階での発見によって蔓延を防止すること、あるいはまた魚病の予防を図るための魚類防疫員等による立入検査等の措置を講ずることにより、水産資源も有限資源であるという認識のもとで、このような対策をとりながら持続的な養殖体制を実現し、国民への水産物の安定供給を確保してまいりたいと考えております。

なお、遅過ぎたのではないかという御指摘については、前々からこういう問題が近年特に指摘されておるところでございますが、特に二百海里体制の一層の進展に伴いまして現時点で法律を提出させていただいたところでございまして、御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○三浦一水君 国連の条約締結ということでのような取り組みを意思決定されたというのではやっぱり遅いという気がします。そういうことをぜひ今後の施策の展開の中で取り返していただくようによろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、漁場環境の実態について、養殖魚の健康維持をどう図っていくかということは非常に大きな問題だと考えております。この問題についてお尋ねをしたいと思います。

の中では漁場の汚染を心配するのは私だけじゃない、そう思つております。伊勢志摩で真珠養殖が盛んでございまして、しかしそれらの環境の悪化の中でも、それが九州に来たりあるいは四国に行ったり、行つた先で今度は養殖の幼魚の関係でトラブルも起きていた。そんなような状況もあるやに聞いております。余談になりますが、天草あたりは真珠が移ってきたといふことの中で、天草の海のよううにきれいな真珠がそれるので、その点はそれをとして地元としては喜んでおるわけありますけれども、このよろいな養殖漁場の悪化が現状でどのぐら進行しているのか、これを的確に把握することが非常に大事ではなかろうかと考えております。

○政府委員(中須英雄君) ただいま先生御指摘の本法案によりまして、漁業協同組合などが漁場の改善計画の認定を申請するに当たつても養殖漁場の現状把握をすることがまず必要であり、そのための支援、指導を適切に実施していただきたいと考えております。その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(中須英雄君) ただいま先生御指摘のとおり、こうした制度を動かすことの大前提是現状の把握ということです。やはり漁業協同組合等が組合員の力をかりながら自発的に把握をしてそれに基づいて改善計画をつくつていく、こういうプロセスを進めていかなければなりません、こうしたことだらうと思つております。

特に、法律の言葉で言えば、漁場改善計画を策定するためには、その前段として漁協等が漁場の環境状況なり魚病発生のモニタリング等をやらなければならない、こうしたことだらうと思ひます。

そういう意味におきまして、私ども、各種の補助事業等を活用いたしまして、例えはそういうことを必要としております漁協に対してもモニタリング機器の導入に対して助成をする。それから、もう少し幅広く関係漁協が集まつて推進体制をつくっていく、話し合い等を行つていく、そういう

ものに対しても予算措置を講ずることを通じまして、そういう制度を設けることを通じてまいりたいと思つております。

○三浦一水君 次に、養殖漁場の環境改善のための技術についてお尋ねをしたいと思います。

養殖漁場の環境改善をするためには、餌料ある堆積をするというような状況等を見ますと、日本的な淨化対策が求められる地域もまた多いと思ひます。

そこで、魚ふんや残餌などの処理、そしてまた海底のしゅんせつ、ひいては赤潮の発生防止、このようなことに対応しましてどのぐら技術が開発できているのか、あるいはまた今後の技術開発への取り組みが非常に大事かと考えております。この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中須英雄君) 技術開発の現状についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、まず基礎的な研究といたしまして、養殖漁場における底質に堆積したさまざまな残渣等がどのような形で養殖をしている魚に影響を及ぼすか。

○三浦一水君 冒頭、郷里の被害のことをちょっと話しましたが、実は平成五年、今から六年程度前に熊本県の天草地域で大量のクルマエビが死にました。三千三百万尾という大きな数字であったわけであります。

大量死が始まつたのは、夏出荷用の夏エビ

に二百五十万匹の中田産のエビを初めて導入した

んですけど、四、五月ごろからエビの体が赤く変色していくといった状況で、大変な困難を見

ければなりませんし、また計画ができた後もどう

ならない、こうしたことだらうと思ひます。

この点に関しましては、特にこれから以降、こ

の法律が実現した場合にはこの法律に基づく漁場

の改善のための努力が行われるわけで、その努力

の過程を通じましてモニタリング等の資料が集ま

ないことにより大変大きな発展が期待できるのでは

ないか、こんなふうに思つておるという点が一つ

ございます。

それからもう一つは、お話をございました赤潮

等が特に大きな問題としてあるわけでござりますが、その赤潮抑制技術、特に微生物を使って赤潮自体を極端に言えば食べてしまふ微生物を利用すると、そういうことを含めた微生物類を利用した赤潮抑制技術の開発というものが、大きな分野として私どもの課題としてあらうかといふふう思つております。このようなことは実施しようと思つております。

それから三点目は、既に海底に堆積した一定の有機物等を改善する、そういう漁場を改善する上で海藻類等を活用して、栄養塩を海藻類に吸収させることなどを通じて、やはりこれも自然の機能を通じて漁場改善ということが図れないだろうか。

それから、それに関連して、養殖漁場の改善計画の実施に対する政府としての支援措置について、あるいはその姿勢について次にお尋ねをしたいと思つております。

○三浦一水君 今回の法規は、改善計画制度の中において農林水産大臣が基本方針をつくる、それから漁業協同組合員などが養殖漁場の改善に関する計画をつくる、そして都道府県知事がそれを認可する、さらにその支援のために沿岸漁業改善資金の無利子資金を融資する制度を設ける、こういった内容になつておるわけでございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、養殖漁場の改善を図つてまいりますためには、給餌量あるいは養殖密度の改善、餌料の改善といった容易に取り組める対策だけではなくして、海底に堆積した汚泥のしゅんせつなり、このよろなことには相当の経費と労力がかかるのではないかとかと心配をしております。漁業協同組合あるいは各経営体が融資を受けて実施するには、これらのしゅんせつ等の作業は事業規模が大き過ぎはしないかという印象を持ち、また心配をしておるわけでございます。

そこで、事業の種類によつては私は補助事業として取り組むべき姿勢が必要ではないかと考えております。政府としては補助事業として実施するお考へがないかどうか、この際、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(中須英雄君) あくまでもまず一般論として申し上げますれば、公害等によりまして漁場の効用が低下をしている、そういう沿岸漁場に

も、そういう状況がございました。ところが、その翌年、また同じウイルスでもって今度は三十億円というような、さらに上回る被害を平成六年に出してしまつた。

まさしくこの辺の技術の開発ということが非常に大事な、また養殖業者の生死を分けることにもなつてくるわけでございます。今、お話をいただきまつたが、ぜひこの点は十分留意をされながら今後努めていただきたいと思います。

それから、それに関連して、養殖漁場の改善計画の実施に対する政府としての支援措置について、あるいはその姿勢について次にお尋ねをしたいと思つております。

○三浦一水君 今回の法規は、改善計画制度の中において農林水産大臣が基本方針をつくる、それから漁業協同組合員などが養殖漁場の改善に関する計画をつくる、そして都道府県知事がそれを認可する、さらにその支援のために沿岸漁業改善資金の無利子資金を融資する制度を設ける、こういった内容になつておるわけでございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、養殖漁場の改善を図つてまいりますためには、給餌量あるいは養殖密度の改善、餌料の改善といった容易に取り組める対策だけではなくして、海底に堆積した汚泥のしゅんせつなり、このよろなことには相当の経費と労力がかかるのではないかとかと心配をしております。漁業協同組合あるいは各経営体が融資を受けて実施するには、これらのしゅんせつ等の作業は事業規模が大き過ぎはしないかという印象を持ち、また心配をしておるわけでございます。

そこで、事業の種類によつては私は補助事業として取り組むべき姿勢が必要ではないかと考えております。政府としては補助事業として実施するお考へがないかどうか、この際、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(中須英雄君) あくまでもまず一般論として申し上げますれば、公害等によりまして漁場の効用が低下をしている、そういう沿岸漁場に

おいて漁場の効用を回復するために海底の堆積物を除去し、具体的に今お話をあつたよしなしんせつをする。あるいはその上を砂で覆う、こういうようなことを行う事業としては沿岸漁場整備開発事業、いわゆる沿整の事業がござります。したがいまして、これを適用するかどうかということが基本的な課題になるのではないかというふうに思っております。

言うまでもなく、この沿整事業は公共事業でございまして、養殖漁場にこれを適用するということを考える場合には、一つは公共事業としての費用と効果の面で十分な投資効果が得られるかどうか、これを十分検討する必要があるということが第一点であります。

それから第二点目は、何と申しましても海底に堆積した堆積物を除去、しりんせつするという場合には、それをどこに処理するかということがもう一つ大変大きな問題として出てくるわけでございます。そこについて安全な処理し得る場所といふことを確保することがこういう事業を進める上での不可欠な点でございます。

こういった技術的なこと、あるいは費用対効果といふ基本的な問題はございますが、そういうことを含めまして、私ども、個別のいろいろな状況に応じまして、この事業を適用することも視野に入れて検討をしていきたいというふうに思っております。

なお、こういう海底の堆積物の除去につきましては、もちろんこういった事業のほかに、先ほどちょっと触れましたとおり、自然の浄化能力といふそういうものを利用した処理方法がないか、そういうことでの開発もあわせて進めていきたいというふうに考えております。

べきと思いますが、そのような中身になっているということを十分御認識いたいで今後はお取り組みをいただきたいと思います。

以上申し上げまして、ちょっと積み残しがあるわけござりますが、我が家の森下委員の関連質疑に譲りたいと思います。

ありがとうございました。

○森下博之君 私は、まず持続的養殖生産確保法案についてお伺いをいたしたいと思います。

近年、我が国の漁業をめぐる情勢というものは、周辺水域における水産資源の枯渇あるいは後繼者不足等々難題を抱えておるわけであります。また、国連海洋法条約締結後、本格的な二百海里時代を迎えておるわけであります。我が国の沿岸水域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことを急がれているわけであります。

こうした中になりました、我が国の沿岸漁業における比重が高まつておる養殖業をどのように位置づけるのか、また養殖業をめぐる課題、それに對して当該法案によつてどういうふうに対応されようとしておるのか。三浦委員の質問に重複する点もあらうかと思ひますが、水産庁に承りたいと思ひます。

○政府委員(中須勇雄君) 先ほど来のお話にございましたように、我が国の養殖業は戦後、順調に発展を遂げておりまして、沿岸漁業生産の額にいたしまして四七%と申しますから約半分が養殖漁業になつておるわけでありまして、沿岸漁業の從事者は現在約二十四万人おりますけれども、こういった沿海地域における重要な産業になつてゐるといふことが言えようかと思ひます。同時に、国民に水産物を安定的に供給していくくといふ意味で中高級魚を中心とした供給の源としても重要な役割を果たしている、こういうような位置づけができるまでに育つてきただくといふに思つておるわけであります。

しかし、同時に数多くの課題を抱えているといふことも言えるわけでありますし、いろいろ課題は先ほど大臣からも申し上げました。特に、我々

が現段階で養殖業に関して憂慮をしておりますのないことをございまして、この問題に適切に対処しえなければ、将来にわたって養殖業を安定的に成長させていくという入り口をくぐり抜けられないのではないか。

そういう意味におきまして、今回この法律案をお願い申し上げまして、漁業者の自発的な取り組みを中心とした漁場の改善、そして大変恐ろしい病気が萬が一我が国に入ってきたときの措置、そういうものを定めまして、持続的な養殖業生産の基盤というか基礎をつくるよう努力していきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○森下博之君 以下、当該二法案に直接関係ない事柄でまことに恐縮でございますが、お許しをいただいて質問を続けたいと思います。

次に、海洋深層水についてお伺いをしたいわけあります。最近、注目を浴びております海洋深層水ということではあります。これは大陸棚の外縁部の水深二百ないし三百メートル以深の海水のこととをそう言つておるわけあります。

私の地元の高知県におきましても、平成元年から県の海洋深層水研究所が取水を開始いたしました。漁業だけではなくいろいろな方面の利用が期待をされておるところどころでございます。水産庁でも昨年から海洋深層水の取水施設についての補助制度を創設されておるところでありまして、私のお伺いしたいのは、こういった海洋深層水についてどのような分野で利用されようとしておるのか、あるいは将来の展望についても承りたいと思ひます。

○政府委員(中須勇雄君) ただいま御指摘がございました。いました海洋深層水でございますが、御指摘のあります。それは将来的な形で取水をされるわけあります

一點でございます。それから二点目は、光の届かない海底に長くいるということで、栄養はありながら細菌等が少なく、大変清澄な水であるというふうなことが二点目。それから三点目は、そういう深いところで水温は低いわけであります。同時にその水域におきましては年間はとんど温度が変わらない、低温で安定している、こういうよう

な外見的を見てわかる特徴があるわけでございます。それが二点目であります。第三点目は、同じく二点目であります。つまり、海洋深層水の利用研究をしておるやに承るところであります。利用目的というのは当然違うわけであります。同じく深層水を扱うということでは同じことでありますので、やはり私は将来にわたつてこの省庁間の連携といふことも非常に大事になつてくると思いますし、水産庁がイニシアチブをとつていただくことが一番いいんじゃないかという思いもいたすわ

ったがいまして、こういう特性と申しましようか特徴から、海洋深層水の水産分野での活用ということになりますと、一つは各種の栽培漁業のための種苗生産あるいは活魚の蓄養等の場においてその水として利用できるのではないか、こういう点が一つ大きな問題としてござります。それから二点目は、やはり同じようなあれでございますが、活魚とか鮮魚の鮮度保持のためにこの水を活用できるのではないか。御承知のとおり、漁港の後ろの荷さばき場では魚の保存といふ点を長もちさせるという意味でも有用なのではないか。そういうようなことが、例えばございましょうが、引張つてくるというのが一般的でござりますが、こういう深層水を使えばより清浄で、かつ製品を長もちさせるという意味でも有用なのではないか。そういうようなことが、例えばございましょうが、考えられるわけでありまして、将来の課題としてこれはぜひ積極的に活用することを考えるべくではないかということで、地元からのいろいろお話を各地からございまして、昨年度から助成制度を創設されておるところであります。その点あわせてお伺いをいたしました。

また、御案内のように、私の地元の高知県あるいは北海道にいたしましても沖縄にいたしましても富山にいたしましてもこの海洋深層水といふことに非常に着目をいたしました。それぞれ研究をしておるようございます。

そういう状況の中で、やはり水産庁としてそれぞれの都道府県の間の調整、連携といいますか、そういうふうに非常に着目をいたしました。その点あわせてお伺いをいたしました。御案内によると、私はこの水を活用できるのではないか、そういうふうな取り組みをしたわけござります。

なお、この海洋深層水については、これは私ども必ずしも所管でございませんが、漁業以外の分野でも、例えば食品あるいは医薬品とか化粧品存じているわけではございませんが、漁業以外の分野でも、例えば食品あるいは医薬品とか化粧品とか、そういう分野においても活用の方途といふのが随分あり得るのではないか、こういうことも言われておるわけありますし、そういうふうな形で始まつたものでござります。

これがいろいろまた取り組んでいく中でも、

例えば今年度からは通産省とタイアップをしながら資源エネルギーの利用とか多目的な産業利用とめにこうということで、それぞれ分担しながら研究開発を進めておる

よう在我々としても漁業の分野で努力をしていきたい、こんなふうに思つております。

○森下博之君 今、長官のお答えにもございましたように、海洋深層水の利用というのは各方面にわたつて、海洋深層水の利用というのは各方面にわたるということで将来性が非常に期待できると思います。

て、やはり各省連携した開発ということが重要だらうと思つております。

それからまた、今回、先生からは高知のお話が御紹介あつたわけでござりますけれども、現在、

高知県、富山県、静岡県それから沖縄県においてこの深層水のくみ上げ施設の整備を図りたい、あるいは具体化しつつあるといふふうな状況にあります。せっかくそういうところで開発されて各種の開発研究といふことが行われるわけでしようか

から、そういう意味での期待というのも我々は御指摘のとおり大変有効ではないかと思ひます。そういうような場の設定ということを含めて取り組んでまいりたいと思います。

○森下博之君 もう私が申し上げるまでもないわ

けであります、最近の沿岸漁業といふのはまさに瀕死の状態にあるわけであります。海洋深層水がもちろんすべてであるということを申し上げるわけではないわけであります、こうした沿岸漁業の苦境といいますか、そういうものを乗り切るあるいは打開する上で、やはりこの深層水の利活用ということをこれから考えていくべきではないかという思いがいたすところであります。

この水産分野への利用につきましては、今、長官からお答えをいただいた部分もあるわけであり

ますが、具体的な話といたしまして、栽培漁業の技術開発を行つております日本栽培漁業協会、こ

の中には海洋深層水の利用研究センターを設置いたしました海洋深層水の技術開発を進める必要があるのではないかと、私は素人ながら思うわけであります。まだまだ解明をしなくてはならない、あるいは研究をしなくてはいけない部分が海洋深層水にはあるわけでありますので、やはり国の手でそういう技術開発をいち早く進めるということの必要性を感じるわけであります、長官の御見解を賜りたいと思います。

○政府委員(中須勇雄君) 先ほども若干触れたわけありますが、種苗生産にこの海洋深層水を活用していくという観点では、特に年間を通じて定期的に水温が低いということがございますので、

従来なかなか難しかった冷水性の魚介類の人工種苗の育成ということに大変活用できるのではないか

か、そういう意味での期待というのも我々は持つてゐるわけであります。

御承知のとおり、こういった種苗をつくり育て、その開発研究といふことを通じまして四県で研究開発が始まるということともございます。そう

いった知識を集めていくということを含めまして、その集積の状況を見ながら、日本栽培漁業協会におきましてもこの海洋深層水を栽培漁業に活用していくということにつきましてどのような研究が可能なのか、そういう点をさらに検討していく

○森下博之君 次に、鰐の問題についてお聞きしたいわけであります、国際的な漁業問題につきましてもまさにこれであります。

商業捕鰐の再開ということは我が国にとって長年の悲願といいますか懸案、課題であつたろうと思ひます。私は、その代表的なものとして鰐の問題があつたわけであります。今月末に国際捕鰐委員会の年次総会が開催されるとお聞きするところであります。

ですが、今年の捕鰐委員会の主要課題とこれへの

本産の対応について承りたいと思います。

○政府委員(中須勇雄君) ただいまお話をございましたように、今月の二十四日から二十九日までカ

リブ海の島国グレナダにおきまして五十一回目の国際捕鰐委員会の年次総会が開催されます。もち

ろん、これに先立ちまして一月ほど前から各種の準備会合といたしまして作業部会等が続々と今進んでおります。

これまで、從来から暫定的に我が国の沿岸におきまして北太平洋、北西太平洋でミンククジラ五十頭の捕獲枠を認めよという要求をしておりまし

いて管理をするということは持続的に利用していくことである。それは鰐においても他の魚類においても基本的に変わらないわけであります。また、国際捕鰐取締条約自体がそういうことを目的に掲げているわけであります。捕鰐産業の健全な発展ということもこの条約の目的になつています。

ただ、率直に申しますと、IWCの委員会、加

盟国が三十九カ国で、投票権の停止等をされているものがございますので、実際には三十五カ国に投票権がござります。どれだけ今回、出席するかわかりませんが、それに近い数の国が出席される立場、捕鰐の支持国と申しまして、鰐の資源をやめさせるという意味ではサンクチュアリーといふふうに思つております。

ただ、率直に申しまして、IWCの委員会、加盟国が三十九カ国で、投票権の停止等をされています。私は、その代表的なものとして鰐の問題があるのではないかと思つてあります。

商業捕鰐の再開ということは我が国にとって長年の悲願といいますか懸案、課題であつたろうと思ひます。私は、その代表的なものとして鰐の問題があつたわけであります。今月末に国際捕鰐委員会の年次総会が開催されるとお聞きするところであります。

ですが、今年の捕鰐委員会の主要課題とこれへの本産の対応について承りたいと思います。

○政府委員(中須勇雄君) ただいまお話をございましたように、今月の二十四日から二十九日までカ

リブ海の島国グレナダにおきまして五十一回目の国際捕鰐委員会の年次総会が開催されます。もち

ろん、これに先立ちまして一月ほど前から各種の準備会合といたしまして作業部会等が続々と今進んでおります。

これまで、從来から暫定的に我が国の沿岸におきまして北太平洋、北西太平洋でミンククジラ五十頭の捕獲枠を認めよという要求をしておりま

ります。そういうことが認められれば自動的に商業捕鰐が再開できるということでございます。そこで、この新しい管理制度のもとで商業捕鰐を再開するというのが基本的なままで我が国の主張だらうと思いま

す。

それから、從来から暫定的に我が国の沿岸におきまして北太平洋、北西太平洋でミンククジラ五十頭の捕獲枠を認めよという要求をしておりまして、ことしもこれを要求してまいりたいと思いま

す。

それから、一つの動きとしてはサンクチュアリーを設定する。南極海等において現在、決議で設定されているわけであります。科学的根拠なしに捕鰐をやめさせるという意味ではサンクチュアリーといふふうに思つております。

ただ、率直に申しますと、IWCの議論を多少なりとも前に進めることの意味で、反捕鰐国でございますがアイルランドから新しい提案があつて、公海での捕獲禁止と沿岸二百海里内におけるIWC管理下における捕獲を一部認める、こういふふうなことを内容にしているわけであります。

なお、アイルランド提案というのが二年前に行われました。膠着状態に陥ったIWCの議論を多少なりとも前に進めることの意味で、反捕鰐国でございますがアイルランドから新しい提案があつて、公海での捕獲禁止と沿岸二百海里内におけるIWC管理下における捕獲を一部認める、こういふふうなことを内容にしているわけであります。

これがでさりとて、このアイルランド提案が今年度でき上がる寸前になつておりますと、新しい管

理方式とそののとを今この委員会で検討しております。改訂管理制度と言つておりますが、これがも

うであります。それがでさりとて、このアイルランド提案が今年度

これがでさりとて、このアイルランドの気持ち 자체はわかるわけであります。このアイルランド提案が今年度

これがでさりとて、このアイルランドの気持ち 자체はわかるわけであります。このアイルランド提案が今年度

び北西太平洋において捕獲調査を実施しております。これについては科学委員会でも高い評価を得ています。そこで、私はこの実施するという態度で臨みたいということです。大変長くなつて恐縮でございますが、こうした態度で努力をしてまいりたいというふうに思つております。どうかよろしくお願ひをしたいと思います。

○森下博之君 鯨の商業捕鯨の再開というのは非常に厚い壁があるということは長官のお話でよくわかつたわけですが、おいしい餌が国民の食卓に豊富に上るよう、ひとつ今回の総会におきましても我が國の主張を強力にしていただきたいということを要請させていただきたいと思います。

最後に、最近の漁業を取り巻く状況というのは、もう私が申し上げるまでもなく非常に厳しいわけであります。また、新海洋秩序のもとで資源管理の徹底やつくり育てる漁業の推進等を強力に実施し、食料として重要な水産物を 국민に安定的に供給する産業としなくてはならないと思うわけであります。そのためにはぜひにも漁業基本法が必要であると私も考えるところであります。

今、いろいろ準備段階であろうと思いますが、漁業基本法の制定に向けて大臣の基本的な御認識を伺いたいと思っております。

○国務大臣(中川昭一君) 我が国は歴史的にも魚を食文化としてきた国でございますし、現実に世界一の水産国であった時期もあったわけでござります。戦後の一時期は、日本の輸出を支えた中心が水産関係の缶詰であったという時代もあったわけであります。また、食生活におきましても、動物性たんぱく資源の約四割が海からという非常に重要な位置を占めておるわけでございますが、先生御指摘のような近年のいろいろな水産をめぐる国際的また国内の生産環境の悪化、あるいはまた販売面での不況を初めとする厳しい状況の中で、現在は沿岸漁業等振興法というものに基づいて水産資源の維持増大、生産性の向上、経営の近代化等いろいろ施策を講じてきたわけでございます。

霞風会の郡司でござります。  
一法に關しましてそれぞ  
ますけれども、まず初め  
たいと思います。  
頃の比重がそれぞ非常  
ような御指摘がございま  
すと、官体数でいいますと、全  
約四万余が養殖關係であ  
ると、生産量で四二、そ  
うな数字だということ  
十年前には沿岸漁業に從  
ぐらいいらっしゃったの  
に思つておりますし、今  
十万人ぐらいの減少とい  
ないか、そういう話がござ  
五万ぐらいの従事者数に  
す測をされているわけで  
立つていらっしゃるとお  
きたい。

○國務大臣(中川昭一) したとおり、世界が時代から随分とさざなっています。内外の諸問題としては、高齢化あるいはえさが少なくなってしまった厳しい状況にあります。国民の食生活等に資源を持続的につくりこむために生産体制の展をしていかなければなりません。

今後の見通しは、一定の要素も多いわけの状況につきまして、ましても、中長期的に見る、水産資源といふ認識で我々も見てお

したがいまして、資源の保存と持続的利用の体質の強化をもうふうに考えておる。○都司彰君 その中でございましたけれども、この取り組みといふのは、よろしいのではないかと思います。その辺の、があればお聞かせください。○政府委員(中須賀義和) 的課題といたしましては、いうこととつくり幸いのお話をずっととし、いう我が国の排他的権力をというものを活用して海の力で自然の

する、これがこれがこれ  
いくべきではない  
であります。  
そのためには、  
などにつきまして  
も、なるほど、つ  
いうことかとい  
うございますが、  
が不十分でござ  
いく、しかも健  
く、そういうふ  
業の振興というか  
に変えていくとい  
みが必要だとい  
点的な課題の一つ  
いうふうに思つて  
○都司彰君 今回  
も、持続的養殖生  
とでございますが  
は、世界の中でも  
とんどが日本の獨  
りますし、その他  
のもほとんどが企  
術であつたろう。  
多分、世界の中で  
なつてくるのかな  
このよくなもの  
たと思うわけであ  
見ますと、五十七  
いし減少で、魚の  
のが減つてきたと  
けれども、これが  
ようなことだとら  
ついては、過密漁  
りますけれども、  
うに大枠考えてト  
○政府委員(中須  
のは、率直に申一  
と、魚自体がそ

かなり現在でも一定の、ヒラメ  
は放流の効果が出て、漁業者  
へ育てる漁業といふのはこう  
ふうに実感する場面も多いわけ  
率直に言つてまだ技術開発  
まして、さらに魚種を拡大して  
ふうに実感する場面も多いわけ  
康でよく育つ種苗をつくってい  
なことを通じてつくり育てる漁  
業自体の基礎をそういうふう  
うか、そういう意味での取り組  
みことで、そこはやはり施策の重  
心として取り組んでまいりたいと  
おもいます。

四の法律の名称でありますけれど  
産の確保を図るというふうなこ  
がら、この養殖の技術というの  
一部ノルウエー等を除いてはほ  
と自分につくり上げてきた技術であ  
たの国で行われている養殖という  
業を具体しながらも日本の技  
さすれば、今回の法律の中身も  
とも日本が一番最初のような形に  
なという感じがしております。

が時代の流れの中で出されてき  
りますけれども、この資料等を  
年をピークに、いろいろ停滞な  
ありますけれども、この資料等を  
養殖にかかる病気その他のも  
いうような資料がございました  
今再び増加の傾向にあるとい  
うえてよろしいのか。その原因に  
養殖という言葉がよく使われてお  
そのところが原因だというふ  
るらしいんでしょか。

(勇雄君) 魚病の発生と申します  
しまして病原菌の存在ということ  
などにどれだけの抵抗力を持つてい

るかということとの関係で生じますので、例えば  
気温だとかそういうことの影響も多く受けます。  
したがいまして、年々、多少ふえたり減ったりと  
いうことは不可避的に当然起きます。私どもとし  
て現在の状況の認識としては、数字的に申します  
と、今でも魚病で、コンスタントにというか振れ  
がござりますけれども、年間、魚介類の養殖の全  
生産量のうちの一割弱が病気で消耗している、こ  
ういうようなデータもあります。  
それから、大変驚くなつておりますのは、最近

○都司彭君 今、局長の方からアコヤガイ等の話をございまして、二年ぐらい前だったと思しますけれども、テレビでもそういうことが報道され、原因については、ホルマリンではないか、感染症であるらしいというふうな報道があつたわけあります。

このホルマリンについては五十六年の通達で原則禁止ということになっているんだろうと思いますけれども、二年前の放映等があるということ、今現在もこのホルマリンが使われているというよ

ただ、ただいま先生お話しのとおり、時折や  
ぱりそういう問題が今なおあるのではないかとい  
うような情報が寄せられるという状況はあります  
ので、私どもも、注意深く、しかも粘り強く、こ  
ういうホルマリンを養殖現場においては使わない  
ということの指導を引き続き行つていただきたいとい  
ふふに考えております。

○郡司彰君　そこで、全漁連の方と共同開発をし  
た寄生虫駆除剤ということでマリンサーウーSP30  
というものが今使われているといいますか、授勵剤を

ほ、ホルマリンでありますと二千円ないし二千五百円ぐらいのまだ差があるわけでありますけれども、工業用過酸化水素ですと、これでもまだ幾らかマリンサワーよりは安いのではないか、四千円台ぐらいではないかというような話もされておりまして、この辺のことについてはこれまでのホルマリンと同様に、医薬品として認可をされたようなものを使っていただくということを厳しく指導していただきたい。

あわせまして、経営に對します安定対策といふ

中華人民共和國地圖出版社

急速に発生をして蔓延いたしまして大きな被害を出した真珠母貝の宇和海におきます赤変の病気それから広島のカキについての赤潮に伴うへい死等、局部的ではありますけれども大変大きな被害を与える魚病の発生というか、そういうことが出てきているわけであります。

うな実態については水産厅の方はどういうふうにつかんでいらっしゃいますか。

○政府委員(中須勇雄君) ホルマリンの使用の問題につきましては、ただいま先生から御指摘がございましたとおり、具体的な日時で申しますと昭和五十六年の段階でもって、もちろんホルマリンも含むこと農林省医薬品使用についての通達でござ

しておくべきだらうというふうに思うんです。しかししながら、このマリンサンワーラーSP30にかかるホルマリンではないといふような、そのようなものが一部出回っているのではないかというふうな話をも聞くわけであります。申し上げれば過酸化水素、H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>と言われるものがホルマリンではなくて使つてゐていると、いろいろなことを聞きますけれども

ものがやっぱりないといふところでそのような使用というものが一部、やりたい、やりたくないといふことではなくて、費用の問題で出ているんだが、この辺のところについて、と思いますけれども、それぞれの補助ということにはなかなかならないんだろうということには私も理解ができるわけですがありますけれども、全体がそのような形になることがあります。

卷之三

○都司彰君　局長の答弁でわかりましたが、以前に比べて現在はふえているというような認識でよろしゅうござりますか。

○政府委員(中須英雄君)　具体的な数字でふえてる背景にした魚病の発生というのは、顕在化しているものの、そしてまた潜在的な脅威ということを含めて見過ごすことはできないというか、やはりこれ不克服していかないと我が國の養殖生産の安定的、持続的な発展はない。そういうような意味で、どうしてもやっぱりここは取り組みを行わなければならぬ時期である、こういうような意味でとらえているわけでございます。

ざいますが、私ども、こういふものは漁業の現状で基本的に使うべきではない、こういふことを指導してまいりました。それから、お話をございましたように、時々なおそういう使用の実態があるのではないかというふうな疑念もいろいろな方面から提起をされまして、そのためには注意を喚起し、あるいは指導に努めてきたところであります。

基本的に現段階では、毎年、私ども、フグの養殖の行われている主要海域におきましてモニタリング調査を行っておりまして、ホルマリンが検出されないかどうか調べております。平成九年の数

○政府委員(中須義雄君) 率直に言つて、そのような実態があるということ自体は私ども承知しております。

ただ、マリンサワー-SP30は正規の薬事審議会の議を経て医薬品の製造承認が与えている薬でございまして、これに基本的に、先ほどお話のございましたホルマリンなどいうことはなくして、このマリンサワー-SP30を使うべきというふうに当然のことながら指導しているわけであります。それが、この成分 자체は過酸化水素でございます。その一定の希釈したものがマリンサワー-SP30でござい

うに何がしかの対策というものをお考えになら  
ているかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(中須英雄君) お話しのとおり、基本  
的に薬として承認を受けているマリンサワーSP  
30を使うということが基本でありまして、製造者  
認を得てないものをそれぞれの養殖漁業者が自  
己の判断で申しましてもそれはやはり避けるべ  
きことだということで、先生御指摘のとおり指導  
していきたい、というふうに思います。

それから、マリンサワーSP30を推奨するとい  
う意味において何らかの助成ということがないの  
かというお尋ねでございますが、先生御指摘のと

いる、あえていらないといふのは、トータルで統計を見てどういうことになるかということでは、横ばいというか特段大きな変化が今起きているということではございませんけれども、その数字であらわれた合計量以外に、先ほど申しましたようなアコヤガイの問題あるいはカキの問題等、突出した大きな被害ということが生じてゐるという意味では、決して横ばいだから安心していられるという状況ではないと、こんなふうな認識でございます。

字につきましては、そのモニタリング調査の結果、全く検出されていないというような結果になつておりますし、十年度も引き続き調査を行っておりますので、これはまとまつた段階でまた公表したいというふうに思つてはいるわけであります。それから各県にも、正直ベースと言うとおかしくございますが、使用の実態はどうかといふことも問い合わせてはいるわけでありますが、使用の実態はないと、こういうふうに返事はいただいております。

○郡司彰君 つまるところは、それぞれの経営体が厳しい環境の中で行っているわけでありますから、費用負担といふところに一番の原因が出てくるんだろうと思うんです。

それで、このマリンサワーについてはそれぞれ需要との関係で値段も下がってきてる。例を挙げると、今お話しの過酸化水素の原液と、いうかそういうものを使う可能性はあり得ない」とではない、というふうにも思うわけでございまして。

おり、これは漁業、養殖業を行う上で必要な資本の一つでございますので、それに對して金錢的な助成をしていくということは率直に言って私ども制度的に難しいというふうに考えております。ただ、マリンサワーS.P.30というものの普及ができるだけ因つていく、しかも經營がなれない課題でございますので、当面、安価に購入できるよう漁業協同組合等が共同購入によって大量

第九部 農林水產委員會會議錄第十六號

平成十一年五月十三日【參議院】

発注するというふうな仕組みを通じて各養殖漁家が現在よりもさらに安く手に入る、そういうようなことを推奨していく。そういう意味で漁業協同組合等にもそういうやり方を推奨していくは、どうかというふうに考えているというのが、今具体的に持っている手段というか、そういう状況でございます。

○郡司彰君 いずれにしましても、違法的なものについては厳しくやつていくのが当たり前でありますけれども、また反面、劇物医薬品でござりますので、例えば漁船等で予約をして共同で購入し、一たん保管をして区分けをするというようなものについては一定程度理解ができるんだろうと思しますけれども、まとめて買い置きますよといふような形で、個別の注文があつたときにはお分けいたしますよということになると、これはなかなか難しいところが出てくるのかな、そのような気もしております。そういう意味では、予約購買といいますか、そのような形をきちんと徹底していただく中で、このものに関して違法行為が出てることのないような指導もお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、本文の方で、これまでの魚の病気のうちで既にあつたもの、定着という言葉もおかしいのかもしれませんけれども、これまでなかつたもの、あるいはあつたけれどもはから入ってきたなかつたもの、そういうものが発生したときは、集めて処分をする、焼却をするというふうな蔓延防止を速やかに行う、そういうふうな趣旨だらうと思います。

この蔓延防止を行うという事例が出たときに、後ほど県の方からその分については費用を負担し

て、その後で国に対し県の方が請求を行うといふ形になるというふうに理解をしておりますけれども、この評価といいますか算定といいますか、そういう基準は決まっていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(中須英雄君) 決して望ましいことでなく、そういうことが起きないことを望んでい

るわけですが、特定疾病が万が一発生して、その場合に焼却あるいは埋却等の命令あるは消毒等の命令が行われると、御提案申し上げております法律では第九条でその損失について「損失を受けた者に對し、その命令により通常生ずべき損失を補償しなければならない」という規定を置いて補償するということにしているわけでござります。

その場合、ではどういうものが対象になるかと申しますと、焼却とか埋却処分を命ぜられた本動植物についてその処分時に既に商品価値が失われていれば、これは無価値でござりますので対象にはなりませんが、商品価値を有しないながら焼却・埋却処分を命ぜられたなどと申しますので、その商品価値の分については当然、損失補償の対象になる。そのほか焼却・埋却を行うのに必要な経費あるいは消毒を行うのに要する経費、これらが損失補償の対象になるというふうに私ども考えております。

具体的には、ただ個別の魚あるいは具体的にどういう経費がかかったかと申しますと、基本的には損失を受けた方からの申請に基づいて、別に法律上書いてあるわけではございませんが、できれば県段階で公正な評価人というふうなものに委嘱していただき、その方の評価に基づいて損失を補償する。こういうような形で制度を運用していくはどうだろうかというふうに今考えております。

○郡司彰君 そのような形で評価をしていただきて費用負担について考えていただくと、これは昨年の九月でしたか、水害がございましたときに、大臣の方も速やかにそのようなものに対する補償も含めて支払いをやつていただきたいというふうな答弁があつて、それぞれ関係者についても大分喜んでいただいたと思つておりますけれども、今の方でやりますと、実際にそういう事例が発生してから支払いまでの期間というのはどの程度でありますでしょうか。

○政府委員(中須英雄君) 率直に申しまして、ま

だ何ヵ月というふうに申し上げるまでの具体的なものを持っておりません。と申しますのは、現在この法案自体が法律案ということで御提案申し上げている段階でございまして、国自体は一定の予算措置をしておりますけれども、これは具体的には各都道府県が支払いをするということでござりますので、都道府県において予算措置をすることがあります。これが支払いのための必要な条件になります。

もちろん、これは各都道府県のやり方ということもありますので、もしない場合には予備費を使はざられた本動植物についてその処分時に既に商品価値が失われていれば、これは無価値でござりますので対象にはなりませんが、商品価値を有しないながら焼却・埋却処分を命ぜられたなどと申しますので、その商品価値の分については当然、損失を受けた損失でございますので、できるだけ早く補てんされることが望ましいわけでありまして、先生の御趣旨のとおり、私どもとしては、都道府県がその所有者等に補償ができる限り迅速に対応するように法案成立の時におきまして十分指導していきたい、こういうふうに思っております。

○政府委員(中須英雄君) 本来、今回の特定疾病といふものは、水際において防疫措置によって侵入を防止するということを我々は基本的な考え方としているわけでございまして、どういう形かは別にして、その水際の防疫といふことをかいくぐつて万が一我が国に入った場合にこういう強制的な措置を直ちに講じていこう、こういうことであります。そういう意味において、発生する蓋然性は決して高いものではありませんし、また逆に高かつたら困るというか、そういう性格のものだうと思います。

ただ、私どもは、そういう意味におきまして、率直に言つて万が一そういうことが起きたときにどの程度の規模になるか、こういうことを予測するだけの能力もございません。そういう意味において、全く計上しておりませんと、いわゆる予算書における款項目節とか、そういうものでなければそもそも払えないということがありますので一応頭出しをしておいて、あとは御承知のとおり、もちろん本来、計上した金の範囲で賄えればそれでいいわけありますが、万が一足りないということがあれば、それはさまざまな方法が、他の費用から流用するとか予備費を使うとかあるわけございまして、その辺は臨機応変に動けるようになります。私も対応していきたいということになりますので、額の問題についてはこれで終わりた

○郡司彰君 長官の方で臨機応変にできるということなので、額の問題についてはこれで終わりたことなのですが、私はこれまでたしかに、いろいろなことが起こらないということが一番の眼目だらうと思いますから、それにかかる研究その他については十分に行つていただきたいと思いま

す

あわせまして、今回の法律につきましては防護員、それから防護協力員ということでの記述がございます。防護員については今のところ任意といたすことですが、防護員についても、一定程度、資格認証のような形でもってそれぞれ資格といいますか、持つておられる方がいらっしゃる。

聞くところによりますと、これまでに約五百名ぐらい、現役の方でいうと二百余名というようなことがあります。防護員についても、協力員についてはそれぞれ漁協の方でそういう方を育成するという形になるんだろうと思いますが、これは大体五十名ぐらいというふうに今のところ聞いているわけであります。

したということではないかというふうに思いました。あくまでも任命自体は都道府県知事の判断です。ござりますので、そこはそういうような前提でお聞きをいただきたいと思います。

○都司彰君 私の方は沿岸漁業に関する四十県でのとおり養殖の盛んなところに当然のことながら多いわけでございまして、かなりの濃淡はあるといふのが実情でございます。

ございましたけれども、本当にここに網羅されてしまうような内容でもって漁場の改善計画の策定というようなものが十分になし得るのかどうかといふような危惧をするわけでありまして、このと

○政府委員(中須勇雄君)　ただいま先生がお話を基礎になつておりますのは魚類防疫士という資格制度、これは国が団体に委託してやつておるわけですが、この研修を受け、試験に合格しましたというか、正規に受けた方が約五百名いる。そのうち二百名強の人が現に都道府県の水産試験場等に勤務をしておりまして、御承知のとおり、今、各養殖業者が病気等が発生した場合に最初に相談に行く場所、それが各都道府県の水産試験場でございまして、そこにいる魚類防疫士のような資格を持つておられるような方が基本的に各都道府県知事によって魚類防疫員に任命されるんだろうなということを期待して二百名程度全国で任命されるのではないか、そういう見通しをお示し

○都司彰君 二百名強。先ほど言いましたように、この該当する四十県で全然いらっしゃらないところというのはつかんでいらっしゃるんですか。それとも、数の濃淡はあってもすべからくいらっしゃるんですか。

○政府委員(中須英雄君) 御指摘のとおり、県別に全部どういう仕事を今しておられるかといふことを含めて把握しておりますが、ただ、今ちょっとここに「データを持っておりませんが、全都道府県に現在いることはいます。ただ、まさに御指摘

で、先ほど言いましたように、蔓延を防止するといふ段のそのところの知識の付与については十分に考えていただきたいなというふうに思つております。

次に、漁場改善計画の策定でありますけれども、現在おおよそ全国に漁協の数は千八百ぐらいいというふうに理解をしておりますけれども、その中で連合会の方が三千二百名ぐらいいらっしゃる。単協の方でいいますと一万七千名ちょっとぐらいだろうと、そういうふうな数を把握しているわけであります。そうしますと、一単協当たり、これももちろん濃淡がありますから、単純な数字で平均を出しますと十名弱ぐらいの数になつてしまふのかなというふうに理解をしております。

その中で、先ほど三浦委員の方からも御指摘が

取り組まなきいかぬというようなお話を聞いておりますと、例えば上から言われてやる、あるいは漁協の職員がそういうことに手助けをするという以上に、やっぱり養殖漁業の経営者自体がこういうことに本当に取り組まないといかぬといふ事態になってきて、そういう認識が強まっていふなという、もちろんこれがすべてではございませんが、そういう面では大変意を強くしておりますとして、そういう形での取り組みということが本物になってくるんじやないかということだろうと、それを期待しているわけでございます。

ただ、同時に、さまざまな意味で呼び水とかそういうことを含めて行政機関あるいは団体といふものの果たす役割も大きいわけでございまして、先ほどちょっとお答え申し上げましたように、と

そういう意味では、協力員という方の連絡等があつて初めてこの防疫士という方が入っていくと、いう形の方が多くなるんだろうと思いますけれども、先ほど言いましたように、この協力員というものについてはまだこれからでございますので、専門的な知識をきちんと植え付けていく、それらについても非常に努力を必要とすると思いますので、先ほど言いましたように、蔓延を防止するといふ前段の、そのところの知識の付与については十分に考えていただきたいなというふうに思つております。

次に、漁場改善計画の策定でありますけれど

悪化の問題、そして魚病の発生の問題、大変皆さんが心配をし、何とか取り組まなければいけないと いうことを、たまたまそういう場で会う人ですか らそういうことになるのかも知れませんが、そ ういうお話をよくするわけです。

次に、漁協改善計画の策定でありますけれども、現在、およそ全国に漁協の数は千八百ぐらいいというふうに理解をしておりますけれども、その中で連合会の方が三千二百名ぐらいいらっしゃる。単協の方でいいますと一万七千名ちょっとぐらいだろうと、そういうふうな数を把握しているわけであります。そうしますと、一単協当たり、これももちろん渾濁がありますから、単純な数字で平均を出しますと十名弱ぐらいの数になつてしまふのかなというふうに理解をしております。

いうことに本当に取り組まないといかぬという事態になってきてる、そういう認識が強まっていくなという、もちろんこれがすべてではございませんが、そういう面では大変意を強くしております。せんが、そういう面では大変意を強くしております。して、そういう形での取り組みということが本物になってくるんじやないかということだろうと、それを期待しているわけでござります。

ただ、同時に、さまざまの意味で呼び水とかそういうことを含めて行政機関あるいは団体というものの果たす役割も大きいわけでございまして、先ほどちょっとお答え申し上げましたように、と

ういった形で養殖漁場の改善に取り組みをなされる漁協なり漁業者、そういう方々を例えれば推進協的にいろいろ活動していただく、そういうことにについても一定の助成を行うというふうなことも用意しております、そういうことも活用しながら自発的な取り組みというものを促進してまいりたいというふうに考えております。

○都司彰君 今の長官の答弁の中にもありましたように、それぞれの意欲はお持ちの方は多いだろうと思いまして、自主的にという精神が生かされような形にもなってくるだろうと思います。しるような形にもなってくるだろうと思います。

かし、その意と実際に物事を紙の上に活字にします。それから、漁場改善計画の策定について、別な観点から大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思います。

これは養殖にかかる、沿岸漁業にかかるといふことで、漁場の改善計画についてはそのような団体がつくってくださいよということになつてゐるわけであります。しかしながら、当然のことありますけれども、海といいますか、資源そのものも含まして国民のものだといふうな認識もまた強まっているわけでありまして、このマリンエコトピア21等の中の文章にも、生態系を維持し、あるいは自然と人間の共生を確保する重要性が認識される中で等々、いろいろなことが書かれております。海の問題ということだからそこに関係をする方々だけの改善計画というものでよろしいのかというような意見もあらうかと思います。

そこで、例えばいろいろなNPOの方でありますとか、あるいは海に非常に関心が深い団体の方でありますとか、そういう方々の意見というものがわせてこの計画の中に盛り込まれるような、

ういたなことでまとめていただきたいと具体的にいろいろ活動していただく、そういうことに思つても一定の助成を行うというふうなことも用意しております、そういうことも活用しながら自発的な取り組みというものを促進してまいりたいというふうに考えております。

○都司彰君 今の長官の答弁の中にもありましたように、それぞれの意欲はお持ちの方は多いだろうと思いまして、自主的にという精神が生かされような形にもなってくるだろうと思います。

かし、その意と実際に物事を紙の上に活字にします。それから、漁場改善計画の策定について、別な観点から大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思います。

これは養殖にかかる、沿岸漁業にかかるといふことで、漁場の改善計画についてはそのような団体がつくってくださいよということになつてゐるわけであります。しかしながら、当然のことありますけれども、海といいますか、資源そのものも含まして国民のものだといふうな認識もまた強まっているわけでありまして、このマリンエコトピア21等の中の文章にも、生態系を維持し、あるいは自然と人間の共生を確保する重要性が認識される中で等々、いろいろなことが書かれております。海の問題ということだからそこに関係をする方々だけの改善計画というものでよろしいのかというような意見もあらうかと思います。

そこで、例えばいろいろなNPOの方でありますとか、あるいは海に非常に関心が深い団体の方でありますとか、そういう方々の意見というものがわせてこの計画の中に盛り込まれるような、

ういたなことでまとめていただきたいと具体的にいろいろ活動していただく、そういうことに思つても一定の助成を行うというふうなことも用意しております、そういうことも活用しながら自発的な取り組みというものを促進してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(中川昭一君) まず、漁場改善計画をつくるに当たっては農林水産大臣が定める基本方針というものがあるわけございます。この基本方針を作成するに当たりましては沿岸漁業等振興審議会の意見を聞くことになつておりまして、このメンバーは水産関係者だけではなくて学識経験者あるいは自治体の長、さらには消費者団体等々、さまざまな方がメンバーになつていただいていることがあります。

これに基づきまして、関係者が漁協体といいましょうか漁区体に漁場改善計画というものをつくらるわけでござりますが、先生御指摘のように、自ら行政的な指導や支援というものの十分に考えていただければなというふうにも思つております。

それから、漁場改善計画の策定について、別な観点から大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

これは養殖にかかる、沿岸漁業にかかるといふことで、漁場の改善計画についてはそのような団体がつくってくださいよということになつてゐるわけであります。しかしながら、当然のことありますけれども、海といいますか、資源そのものも含まして国民のものだといふうな認識もまた強まっているわけでありまして、このマリンエコトピア21等の中の文章にも、生態系を維持し、あるいは自然と人間の共生を確保する重要性が認識される中で等々、いろいろなことが書かれております。海の問題ということだからそこに関係をする方々だけの改善計画というものでよろしいのかというような意見もあらうかと思います。

そこで、例えばいろいろなNPOの方でありますとか、あるいは海に非常に関心が深い団体の方でありますとか、そういう方々の意見というものがわせてこの計画の中に盛り込まれるような、

ういたなことでまとめていただきたいと具体的にいろいろ活動していただく、そういうことに思つても一定の助成を行うというふうなことも用意しております、そういうことも活用しながら自発的な取り組みというものを促進してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(中川昭一君) まず、漁場改善計画をつくるに当たっては農林水産大臣が定める基本方針といるものがあるわけございます。この基本方針を作成するに当たりましては沿岸漁業等振興審議会の意見を聞くことになつておりまして、このメンバーは水産関係者だけではなくて学識経験者あるいは自治体の長、さらには消費者団体等々、さまざまな方がメンバーになつていただいていることがあります。

これに基づきまして、関係者が漁協体といいましょうか漁区体に漁場改善計画というものをつくらるわけでござりますが、先生御指摘のように、自ら行政的な指導や支援というものの十分に考えていただければなというふうにも思つております。

それから、漁場改善計画の策定について、別な観点から大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

これは養殖にかかる、沿岸漁業にかかるといふことで、漁場の改善計画についてはそのような団体がつくってくださいよということになつてゐるわけであります。しかしながら、当然のことありますけれども、海といいますか、資源そのものも含まして国民のものだといふうな認識もまた強まっているわけでありまして、このマリンエコトピア21等の中の文章にも、生態系を維持し、あるいは自然と人間の共生を確保する重要性が認識される中で等々、いろいろなことが書かれております。海の問題ということだからそこに関係をする方々だけの改善計画というものでよろしいのかというような意見もあらうかと思います。

そこで、例えばいろいろなNPOの方でありますとか、あるいは海に非常に関心が深い団体の方でありますとか、そういう方々の意見というものがわせてこの計画の中に盛り込まれるような、

ういたなことでまとめていただきたいと具体的にいろいろ活動していただく、そういうことに思つても一定の助成を行うというふうなことも用意しております、そういうことも活用しながら自発的な取り組みというものを促進してまいりたいというふうに考えております。

○都司彰君 大臣の方から心強い考え方を聞きましたので、できるだけそのような形での改善計画になるように御指導もいただければというふうに思つております。

さらに、先ほど來の質疑の中でもございましたけれども、この改善計画はおおよそは統一的な基準、しかしながらそれぞれの地域でもってそれぞれの地域ごとの特性を考えた形でのものというふうになるわけでありますけれども、逆な面から申しますと、勧告、公表というようなもののがあらうかと思います。

例えば、漁業共済制度の関係につきましては、新法に基づく改善計画参加者そのものに対する優遇措置あるいは掛金の問題等で政策的あるいは誘導的な、そういうような考えがありましたが、官の方からお聞きをしたいと思います。

○政府委員(中須英雄君) 確かに、ただいま先生からお話をありましたとおりなんですが、漁業者の中から、こういう新しい制度に基づいて共同で漁場改善に取り組む、そういう努力をしている人については養殖共済の実施に当たって何らかの優遇措置ということを考えてはどうかと、そういうふうをしたいと思います。

○政府委員(中須英雄君) 確かに、この法案において記されておりますとおり、漁場改善計画に取り組まないという場合に都道府県知事による勧告、公表という制度があるわけあります。特に、公表というところまで至ればかなりの実質的な意味でのペナルティーというと大きさでございります。

これに基づきまして、関係者が漁協体といいましょうか漁区体に漁場改善計画というものをつくらるわけでござりますが、先生御指摘のように、自ら行政的な原則ではありますけれども、都道府県知事の認可が必要であるわけございます。

そういった中で、先生のたどりまでの御質問でございますが、この漁場改善計画を定める上でも養殖漁場の改善目標といった漁場環境に関する基本的な事項については、やはり養殖漁業者のみならず漁業関係者以外の今、先生が御指摘になつたような方々を例示といたしまして、海といるのは漁業者だけのものではありませんし、また漁業活動をする上でもいろいろな方々、例えば学識経験者を含めた関係者の意見を聞くべきものではありますけれども、海といいますか、資源そのものも含まして国民のものだといふうな認識もまた強まっているわけでありまして、このマリンエコトピア21等の中の文章にも、生態系を維持し、あるいは自然と人間の共生を確保する重要性が認識される中で等々、いろいろなことが書かれております。海の問題ということだからそこに関係をする方々だけの改善計画というものでよろしいのかというような意見もあらうかと思います。

そのため、これからあれでございますが、具体的にこの法案施行という段階で至りましたことは跨まえつも、横並びで余り不均衡にならないようだといふことを心がけるべきことは言うまでもない、そういうふうに私どもも認識をしております。

そのために、これからあれでございますが、具体的にこの法案施行という段階で至りましたことは跨まえつも、横並びで余り不均衡にならないようだといふことを心がけるべきことは言うまでもない、そういうふうに私どもも認識をしております。

ささらに、先ほど來の質疑の中でもございましたけれども、私はそういうふうに考えております。

○都司彰君 いずれにしましても、これから時たので、できるだけそのような形での改善計画になるように御指導もいただければというふうに思つております。

○都司彰君 いずれにしましても、これから時代でありますからこの問題を避けて通ることができない。そして、沿岸漁業そのもの、栽培漁業も含めて振興を図つていかなければならぬわけがありますけれども、いかんせん経営安定ということが大事になつてくるわけあります。この関係につきましてはいろいろな支援の方法というものがあらうかと思います。

それから、共済制度の対象になつている養殖の種類、これらについては限定をされているわけありますけれども、この限定を取り扱つて対象としてすばべがなるということには、その辺について検討されていればお聞きをいただきたいと思いま

す。

○政府委員(中須英雄君) 緊急共済の中でいわゆる物損方式で契約をする場合に、今のお尋ねは特定の災害というか特定の事故のみ共済金が出る、そういうような仕組みが可能かどうかというお尋ねかと思いますが、そのこと自体は論理的には可能でございます。

それぞれの事故ごとにある保険計算ができる、事故率が出てきて、そういう要望が相当程度あって、保険でございますから、ある程度加入者が広くないと不可能なわけでございますが、そういう実態があるということであれば、そういうこと 자체は決して検討し得ない課題ではないと思ひます。ただ、具体的にどういう話があるのか、私も現段階ではよくわかりませんので、今の段階ではその程度のお答えでお許しをいただきたいと思います。

それから、現在の養殖共済は、ただいまお話をありましたとおり、例えばブリだとタイとか真珠貝だとカキ貝だとか、そういうことで、それぞれその業種の方が加入をするということになつておられます。したがいまして、そういうふうな魚種が示されていない養殖をやつておられる方は加入できない。こういう仕組みになつていてるわざでござります。

これは実際に経験的に見ましても、さまざまな魚種といふか養殖の方法といふか、それによりまして固有の事故率、どういうときに事故がたくさん発生するか、また事故の発生比率がどのくらい高いのか、コンスタントに高いのか低いのか、かなり差があるのが実情でございます。

したがいまして、全魚種込みで何でもいい、どんなものでもいいから養殖をやつておられる人は入れる共済ですよといつて一定の事故率で計算した保険金を均等に払つていただぐということになりまると、結局、事故率の高い魚種をやつておられる方が入ると一番得をして、事故率の少ない魚種をやつておられる方は損をしてしまう。こういうことになるわけで、なかなかそこは保険設計上、率

直に申しまして、魚種を全部一まとめにして養殖

共済を実施するというのは技術的に難しいという

ことで、やはり事故の態様それぞれにかなりの差があるという前提に立つて魚種別に設定せざるを得ないというのが今の段階での運用の現状でございます。

○郡司彰君 長官も御存じのように、現在一つの経営体でもって、数は少ないかもしれないけれども品種を多くしてというところがふえてきている

かと思いままでので、そのような経営体として加入できるような、そんなことについても検討をいた

だときたいということでございます。

それから、この共済に関しましては事務的な問題がほとんどだらうと思ひますけれども、淡水と

海水省にかかるような問題も出でますか内水面の関係については今のところ省

が、これは事務的にそういうような何らかのルートがもし開かれれば、これについてはお考えいた

だけることになりますようか。

○政府委員(中須英雄君) 内水面養殖業を共済の対象にするということについては、制度的には決

して門戸は閉ざされておりません。したがいまし

て、事務的なことを含めて元受けになる組合を設立し得るということが基本的に第一点。それから

もう一つは、保険設計が可能な過去のデータ、そ

して実際に加入するある程度の数量、事故を全国的規模でカバーし得る、そういうものがあるかどうか、そういう実態的判断の問題にならうかと思

います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のよう

に、最終的に水あるいは土砂が海まで行くわけでございまして、そういう意味で陸上起因のいわゆる環境負荷を与えるものについても重要な問題だと考えております。特に、養殖漁場の悪化の一因

としまして、工場排水、家庭排水等の環境負荷

が考えられます。

しかし、現在、御審議いただいているこの法律

案は、持続的な養殖生産を将来にわたり確保する

という水行政上の観点から、養殖に伴う残糞等

による負荷も漁場悪化の一因として否定できない

部分でもつて漁場を改善して今後とも適正な数

量をやつていこう、結果として海も汚れないよう

形でもつて持続的にやつていこう、海の段階であります。

しかし、実は海は海だけで存在しているわけではなくして、例えば今問題になつておりますダイ

オキシンというようなものが魚に影響を与えたと

いうことが出てくるかもしれません。あるいは森の

問題が海に影響しているというふうな問題も出でますけれども、それ以外の省庁の関係でいります

と、環境庁とか運輸省とか建設省とか、あるいは

厚生省にかかるようなところ、この辺との連携

の中で海の問題を考えいかなければ、海のところだけはかなりかわいそうだというふうな部分

も出てくるはずであります。

その辺のところについて、きょうはそれぞれの省庁を呼んでいるということではございませんの

で、大臣の方でそのような省庁の枠を取り扱つて、もこういら考え方できちんとやつていこう、漁業者をそういう意味でその負担から守つていこう、その辺のところのお考えがあればお聞きをしたいと思ひます。

○國務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のよう

に、最終的に水あるいは土砂が海まで行くわけでございまして、そういう意味で陸上起因のいわゆる環境負荷を与えるものについても重要な問題だと

と考えております。特に、養殖漁場の悪化の一因

としまして、工場排水、家庭排水等の環境負荷

が考えられます。

私はきのうもマグロを食べまして、今、食べる

機会が多くなつて、非常に流通量がふえておりま

す。その中で、報道によりますと、依然として便

宜置籍船とか便宜船籍の問題が取りざたをされて

おりますけれども、現在、便宜置籍船の関係につ

いてはどのようになつております、どのような

お考えをお持ちになつておられるか、お聞かせをいた

だきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 便宜置籍船の問題につ

きましては、特に今マグロについての御指摘でござりますけれども、国際漁業管理機関の非加盟国

に船籍を移して操業する、それによって資源保存

というふうに着目をして、養殖業者、漁協等によ

る漁場改善のための取り組みを促進しようとすると

ものでございます。

また、養殖漁場を含めた広範囲の水域全般の水質汚濁問題につきましては、環境基本法や水質汚濁防止法等により工場からの排出規制、総量規制等が行われるとともに、下水道やいわゆる農村部

の集落排水等の整備を進めているところでござい

ます。

これら陸上からの負荷と養殖漁場の改善の両方

が相まって、養殖漁場環境の改善が一層図られる

ようこれからも努めてまいらなければならぬ

というふうに考えております。

管理措置の効果を阻害している国々があるということが国際的に懸念をされております。しかも、その隻数が相当數に達しておるという現状でございます。

我が国は、関係国と協力をいたしましてその抑止に努めておりまして、大西洋クロマグロにつきましては I C C A T 、大西洋まぐろ類保存委員会の勧告に従いまして、いわゆる非加盟国のベリーズ、ホンジュラス、それから最近まで入っていなかつたパナマからのマグロの輸入を、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づきまして禁止をしております。

また、便宜置籍船の実質的なオーナーの大多数を占めております台湾とは昨年来數度にわたりまして協議を重ね、台湾もこの問題について理解というか認識をしておるところでございまして、日台のマグロ業界が協力して便宜置籍船対策をとつていくよう努力をしているところでございます。

我が国は世界最大のマグロ生産国、消費国であり、またそれがゆえの責任も重いわけでございまして、今後とも便宜置籍船の操業実態の調査を強化し、I C C A T それからF A O 等の関係機関に対し情報提供を行つて、この便宜置籍船対策を積極的に推し進めるよう働きかけていきたく考えております。

○郡司彰君 今、大臣の方からありましたように、国内の漁業者はI C C A T の勧告等に基づいて大変な努力をして数量を制限してきてるわけです。しかしながら、ほかのところが、台湾といふ名前が出ましたけれども、船籍を移しながらそういうところでとつてくる。結果としては、台湾のマグロの需要といふものはほとんどないわけですから、ほとんどが日本のところに入つてきているわけです。

これについては、そういう勧告の問題とは別に、経済行為として輸入をすることに關して國がどうこう言えないというのは農産物の関係でも大臣の方からも答弁がありました。しかし、大臣の

答弁の中で、しかしながら国内の農業やあるいはこれが国際的に懸念をされております。しかも、そのようなものが衰退をする原因を日本の企業がつづいていいのかというふうなことで懸念を持つて、そのようなお話をあつたわけであります。

この問題については、やはり農産物と同様に資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づきまして禁止をしております。

約戒者のようなもの、開発輸入のよろなもの、このようなものがそれぞれ母国日本の農業も含めてありますけれども、漁業についても衰退の道をたどるような道をつくっているということは私どもは常に言つていかなければならぬ。そういうような意味で、この置籍船の対策についてはより以上に厳しく当たつていただきたいという思いでござります。

それから、先ほど大臣の話の中で沿振法の話が出されました。その中で、今いろんな手当てをし得ますと、三十八年にできたものがありますから、関係者の中からは漁業基本法といったものが望まれているという声も聞かれておりましたし、現実に昨年十二月にも総決起大会の中で決議をされた。

そういうことから、大臣も御存じでありますから、水産基本政策検討会の中でも十分に検討がされているかと思つております。

現段階でその検討の内容がどのようになつておられるか、そしてまた大臣のお考えがどのようなところにあるかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、検討会では、先ほどお話をしたので先生もお聞きになつていらっしゃると思いますので、重複を避けながらお話をしたいと思います。

検討会では平成九年九月からやつておるわけでございまして、その中で、水産業の将来のビジョンと水産政策のあり方というものの中間取りまと

く方向で、これからまたこの検討会の結論をお待ちしたいといふふうに私自身は考えております。

それから、沿岸漁業振興法の見直しが二年目に入つておるわけでございまして、率直に申し上げて農業の方の基本問題調査会、あれはたしか一年

半ぐらい、集中的にはありますけれども、それ

で去年の九月十七日に取りまとめが出了わけでござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○郡司彰君 次に、漁船損害等補償法の関係につ

いてお尋ねをします。

プレジャーボートの管理の関係についてのみお尋ねをしたいと思いますが、国の保留保管についての現行対策、運輸省、建設省、水産庁といふぞれぞれのところで連絡会議をつくつていらっしゃる。しかしながら、その取り組みの方法については差異があるはずでござりますので、時間の関係上、恐縮でございますが、簡潔にそれぞれお述べいただきたいと思います。

○説明員(川島義君) 運輸省としましては、プレ

ジャーボートの隻数の増大に対応し、かつ港湾の適正な利用を図るということで、公共マリーナ、これら整備を支援することによりましてプレ

ジャーボートの係留保管場所の確保に努めてきました。

さるに、近年、放置艇が社会的な問題となつて

おります。こういうことを受けまして、放置艇の大部分を占めております小型プレジャーボートの利用

保管場所を早急に整備しようということで、運河や水路など既存の静穏な水域を活用した簡易な係留施設を整備するボートパーク整備事業、これを

つまり、そのようなお話をあつたわけであります。この問題については、やはり農産物と同様に契約して農業の方の基本問題調査会、あれはたしか一年

半ぐらい、集中的にはありますけれども、それ

で去年の九月十七日に取りまとめが出了わけでござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

というふうに私は思つておるわけでございます。

そういう意味で、この夏ごろをめどに最終的な

取りまとめをしていただいて、それを踏まえて基

本法の制定も含んだ形で、また水産の個別制度の

見直しもこの議論と並行した形で一定の方向を出

していきたいというふうに思つております。時間

的にかなり長い間御議論をいただいて、そろそろ

大詰めの時期に来ているのではないかというふうに思つております。

○説明員(吉井一弥君) プレジャーボートに関し

までは河川区域内にも多数の不法係留船がござります。中間報告がたしか去年の四月だったと

思いますから、そういう意味でこの水産基本政策

検討会は随分長く熱心に御議論いただいているな

という

を認める、ただ、もちろん秩序正しくという意味で漁港管理者の許可に係らしめる形でその利用調整を図っていくと、いうような形の指導を行ったところでございます。

こういった指導と同時に、既存漁港施設等の有効利用あるいは漁港利用調整事業などによりまして漁港における漁船とプレジャーボートの利用調整を図るに今後も努めていきたいというふうに思つております。

○都司彰君 そのようなそれぞれの対策を立てていただいているわけでありますけれども、現場のそれぞれの方の話を聞きますと、保管場所の確保という関係で、例えば建設省の方で車の車庫証明と同じような形でもって所有者の判断がきちんとできるようなことについて提案をいただいておりますけれども、水産庁の方は積極的な支持といふように聞いております。運輸省については、いろいろと問題があるのではないかというようなことだそうでありますけれども、運輸省の方の考え方で何が問題なのかということ。

それから、実際には所有者が不明だということに伴いまして、ここで想定をされます漁船との衝突、あるいはそういう事故ではなくて、例えば風の関係あるいは波の関係その他他の関係でもって船が沈んでしまう、そういうような事例も出てきてるといふふうに聞いております。

そのようなときに、今のところだれの責任だといふことになつても所有者がわからない、そういうふうな中で漁協の方々がみずから費用も出しながら引き揚げを結果としてはしている、そういうような事例があつてきているようであります。これは、先ほど言つたような車庫証明的なものでもつて自己責任をきちんとさせる。

しかしながら、現実問題として、私の友達でも相当持つている者がおりますけれども、実際には一人で買うというよりは五、六人のグループで買ってやる。しかし、そういうことになると代表

者だけに責任が行くような形というふうな議論も使つてゐる者同士ではいろいろあるようでありましてけれども、これはまた別な問題であります。そこで、終わりにしたいと思います。

○政府委員(谷野龍一郎君) お答えを申し上げます。

先生御指摘の放置艇あるいは沈没船の問題については、社会的に今大変大きな問題になつております。そして、これを解決する一つの方法論として、所有者を明確にすることもまた大きな課題になつております。しかるに、御承知のとおり、総トン数五トン未満のプレジャーボートについてはその所有者を公証する制度がございません。

したがいまして、現在のところどうやって対応しているかということでございますが、まず一つは、運輸省において平成五年の二月からでござりますが、日本小型船舶検査機構、これはプレジャーボートの安全検査を国にかわつて行つております。統計的に見ますと、年間約二万隻程度の船舶について情報開示をいたしておりまして、相応の成果が上がつてゐるものと認識しております。

それからもう一つは、本年の七月から新たに実施することにいたしておりますが、舟艇製造事業者の団体を通じまして、舟艇事業者が製造しますすべてのプレジャーボートにつきまして船体に識別用の番号を表示することにいたしております。

これは御説明をはしませんが、国際的なISOの規定をそのまま国内に準用してJISの規定として実施するものでございます。この制度を活用することにより、プレジャーボートの管理円滑化にも有効にこれが活用できるのではないかと考えてゐるところでございます。

最後に、先生御指摘の、所有者を把握する制度の全国画一的な導入の問題についてでございますが、放置艇の問題等に関しましては統計的に見ましてもその深刻度にかなり地域格差がござります。現在、条例等で既に届け出制度を実施している都府県も五つばかりございます。したがいまして、こうした自治体固有の取り組みをにらみながら全国画一的な制度の必要性について引き続き検討させていただきたい、こういうふうに考えております。

○都司彰君 終わります。

○風間祀君 公明黨の風間です。

まず、漁船損害等補償法案について伺います。

漁船保険組合の経営状況について、この数年、構造的な赤字体质になつてゐるというふうに思われますが、まず考えなければならないのは、保険の加入隻数をふやすことがやっぽり大事ではないかと思つてゐるわけであります。漁業従事者数がそのまま減ってきてるというか減少傾向にある中で加入隻数をふやすというのは大変なことではありますけれども、衝突事故の増加を考えると、無保障で事故に遭つた場合には大変甚大な損害になるわけであります。

だから、保険組合そのものの経営安定のためにも加入隻数を増加させていく、お聞きしましたたら九十数%も加入してはいるということでありますけれども、残された数%でもさらに増加させていくという対策が必要ではないかと思つてゐるわけであります。それが、その方策について伺いたいんです。

○政府委員(中須義雄君) 現状はただいま先生御指摘のとおりでございます。漁船保険制度が将来にわたつて安定的に運営されていくためには、大きな母数というか一定以上の加入の確保ということが実現していくことが必要不可欠である、御指摘のとおりであります。

ただ、これもまた先生御指摘のとおりであります。現在、漁船保険に入つております漁船の数といふのは、その母数になる、実際に稼働しておられます漁船の数、これは実は登録だけはあるけれども勤めていないという船が実際には随分ござりますのでなかなかつかみにくいわけでございますが、九五%から一〇〇%の間という極めて高い加入率をこの種の保険として誇つてゐるわけでございまして、そういう意味では残された余地は大変少ないというのが実態でございます。

ただ、先生御指摘のとおり、たとえ少しでも残されていれば努力をするというのは必要なことでございまして、現在におきましても漁業者の意識啓発なり未加入船の保険加入の拡大に向けまして、漁業者、保険団体への指導、制度の普及定着ということに向けての努力は引き続き続けていきたいというふうに思います。

○風間祀君 その際、現在の漁船保険というのは任意加入になつていていますが、漁業者は、強制的と申しますが、必ず加入しなければならないのは、自発的にはほとんど入つてないということがありますから、ある程度、強制加入を取り入れてもいいのですが、漁業者には、強制的といふ言葉がいいかどうかわからぬけれども、自発的にはほとんど入つてないということがありますから、私は保険のことを聞くたんだけれども、それは漁業者みずからがやつていらっしゃるということでお聞きしました。

そこで、今話題になりましたプレジャーボート、これは運輸省にも聞けばよかつたのかもしれませんのが、とりあえず私は保険のことに関して、プレジャーボートについても漁船と衝突したときの責任保険、つまり自賠責保険みたいなものですが、そういう保険をプレジャーボートを買う人たちに強制的に付与するという考え方方は水産庁としてはお持ちですか。

○政府委員(中須義雄君) 被害を受けている漁船の立場に立ちますと、先生からのただいまのような御指摘というか御提携は大変ありがたいという御指摘であります。漁船保険制度が将来申しまして、全船に対して加入を強制すると大変強い負担感を相手に与えるというふうに思いました。今、自己責任の時代というふうなこともありますし、強制保険を実施することが無理なく皆さんに納得していただける必要性、そういう社会的申請というの今はなかなか機会がそこまでは無して

言つてしまつては、せつかくそういう御提案を受けながら何だとおしかりを受けそうであります。が、私ども内部で議論した限りではやはりいま一つそこまでの熟度はないのではないかというのが率直な私どもの感じでございます。

それから、これまでのとお前の話と少しも違ひませんけれども、先ほど先生がおっしゃいましたように、漁船保険自体は決して現在、強制保険ではなくて、加入するか否かは主的判断にゆだねられている。ただ、実際にはいろいろ制度的な加入区の制度等を活用しまして一〇〇%に近い加入が実現しているわけでござりますが、基本はやはり任意加入であります。そういう

うことをやっている保険事業主体が外の人間にに対して加入を強制するということも制度のバランス上なかなかこれは説明が難しいのではないか。こういうふうなことから実は、気持ちは大変あります。私がたいわけでございまし、私どももそういう気持ちは潜在的に持っているわけでありますが、現実に今そういうことをやるのかということになると大変困難だというのが率直な答えになるわけでございます。

○風間赳君 一方で、今度は保険料の未払いとい

うが未納もあるわけで、これは国民健康保険とともに部分があるんですけれども、保険契約の成立が要物契約から諸成契約に変更された原因は、要するに未納による不払いが何例かあったのではないでありますかと私は思うんですが、そのところを教えてください。

それからもう一点は、保険料未払いでも事故の保険金を受け取ることができると思われますけれども、根本的には保険料の滞納についてはどう対応していくのかということが大事な問題だと思いまますので、この二点について伺います。

○政府委員(中須勇雄君) 私はただいまの御質問をちょっとと意外な感じで受けたわけでございますが、私の知る限りにおきまして、現行の漁船保険制度について保険料の未納による不払い、滞納と

いうようなことはほとんどないか、あるいは問題になるような数字には達していないか、いずれにしても制度の運営を搖るがすような事態にはこの未納の問題は全くないといふのが現状であります。

それは、先生お話しのとおり、現在の法律では保険契約の成立を要物契約ということにしておりますので、保険料を払わなければ保険契約が成立していないということをございますので、もし、いいよ、入るよと言つて、しかしお金を払わなければいつまでたっても口約束は口約束のままということでござりますので、決して不払い、未納ということは起きないわけでござります。

ただ、問題は、もし起きたとすれば分割払いと

いうのが一部認められるということがございますので、第一回目だけは払つたけれども二回目以降は払わなかつた。そういうことが可能性としてはございますが、これについても若干聞いてみましたが、それほども、そのような例はほとんど発生していないということございました。

そこは、今回、要物契約から諸成契約に変更することも、決して組合が困つたということではなくて、後ほど御質問があるのであれば先取るようで恐縮でございますが、阪神・淡路大震災の際

に、おの大変な混乱の中でもどうと保険料を払わなきやいかぬ期間が来た人が保険料を払えませんので、そうすると同時に自動的に契約できなかつた。契約できないのはまた後で契約すればいいということなのかもしれません、一年ごとの契約でやつていいわけですが、それでも、例えば五年間無事故だと保険料が安くなる、そういうような制度があるわけですが、それが途中で切れたことでいからんともしがたいということで、その法律では無理だということで切れてしまつたわけです。そういうことが起きた不合理を何とか是正するため、契約でもつて効力発生という道をつくっておいた方がいいのではないかということで今回、改正をするということをございまして、保険料の未納、不払いということは基本的には本制度に関し

○風間親君 この保険料は三年ごとに料率を改定することになりますね。お聞きしますと、ちょうどどことしの秋にまた改定するということになるわけありますけれども、これは事故があるたデータで上げる、上げないというふうに決めると思いますが、ことしの秋の保険料率について、平成八年から一年半ぐらいしかまだたっていませんから、その出たデータでどういうふうにしていくのか、そのことについて、若干見通し的なことになるかもしれませんけれども、伺いたいと思いまます。

げますと、今回の漁船保険の普通保険の料率の見直しにおきましては、これはまだ最終的に決定しているということではございませんが、現在の状況では約六%の料率引き上げになるというふうに私どもは考えております。

これは実は経緯がございまして、この漁船保険の普通保険の料率につきましては、昭和五十年代以降、平成七年まで一貫して据え置きか引き下げということを実施してまいりました。これは、実際に保険事故が少なくて保険金の支払いをしても

なお剩余金が出てくる、そういうことで保険の説  
計どおりに計算をして引き下げを実現してきたわ  
けでございます。

をして剰余金を吐き出してきたわけであります。そういうことを続けてきて、平成八年からはこれ以上そういうことを続けていると本当の赤字になってしまふということで、若干の引き上げを平成八年にいたしました。

その後も実は剰余金は流出が続いております。まだ結果として赤字設計であったと。そういうことで、かなり減ってきておるということでございまして、今回の見直しにおきましては、制度が改正されるということを含めまして、従来の赤字設計はやめて、単年度ベースで通常の設計というか取扱いとなるべースになる、そういうことで計算をいたしまして六%の引き上げになるということをごさいまして、確かにこの年でいえば六%の引

比へれば同じ保険金額であれば負担額がかかるといふことになるわけであります。

そこで、今回の料率改定に当たりましては、一  
つは、今申しましたのは普通保険、船体保険の料  
率の話でございますが、ほとんどの方が入ってお  
られます漁船船主責任保険、これについては料率  
を引き下げる。全部が入っているというわけでは  
ございませんが、漁船乗組員船主保険の料率につ  
いても、これはたまたま自然体で計算して下がる  
ということをございますので、それはそのとおり  
下げたいということがまず一点。

それから、今言った六%上げるとかいうのは、  
基本保険料でございまして、保険料というのは、  
過去の保険事故の発生実態に応じまして割り増し  
とか割引制度というものを導入して優良な方には

できるだけ少ない負担でやっていたら、そういう制度があるわけですが、今回の制度改正を機に、この保険料の割り増し、割引制度を大幅に改善いたしまして細かい対応をするということで、多分、優良漁業者に関しましてはかなり保険料が引き下げられるということも出てくるのではないかというふうに思っておりま

す。こういうことを組み合わせ、いろいろ細部にわたりて手を尽くすというか、そういうことによりまして漁民の負担ということにつけてもできる限りその負担感の軽減を図りながら理解を得ていきたい、そういうふうに思っております。

○風間君 わかりました。再保険料についても同じことだと思いますので。それで、再保険そのものについてですけれども、今回、国から中央会に移管された部分が多いわけありますが、いずれにしても五十一ある保険組合、実際には中央会の経営財政基盤を確固たるものにしなければどうにもならないわけありますから、そういう意味で中央会の財政運営安定のために農水省としてどういう指導監督をするのかということが極めて大事だと思うんですけれども、眠たそうな大臣にぜひ聞いてみたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 失礼しました。

検討されてもいないと思うんですけど、初めての話です。したがって、統合一元化を図っていくということは一舉には無理にしても、これはぜひやっていかねばならない問題だと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 結論的に申し上げれば、そういう方向でやっていきたいというふうに考えております。

漁業者の経営の安定にも資することになりますし、漁船保険事業そのものが、一元化することによりまして規模の拡大それから手元の資金の拡大によりまして、より大きな、そしてまた柔軟な保険主体になるということございます。ただ、現状では五十一のそれぞれの主体にいろいろなバラつきがございますので、それらを段階的に条件を同じようにして、最終的には統合した形にして国が再保険をするという方向にしていくスタートにしていきたいというふうに考えております。

○風間君 先ほど郡司委員からお話を出しましたが、もう一回、プレジャーボートのことも含めてなんですが、車の自賠責保険では再保険制度は潤沢といいましょうか、良好に機能しているわけありますけれども、そういう意味では保険料を引き下げるべきだという声も強くなっています。

検討されてもいないと思うんですけど、そこで私が補助を講じる必要があると思うんですけど、それとも、そこについてお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) これも先生御承知のとおりでございますが、漁船保険制度は、漁船であれば総トン数が千トン未満であれば無制限に基本的に加入できる、こういうことでございまして、内水面漁業に従事する漁船も基本的な制度の枠組みとしては当然対象になり得るということでございます。

○政府委員(中須英雄君) 漁船事故に関して、確かにそういう重いハンディキャップを負うという方々の治療ということについていろいろの手を尽

さなければならぬということ自体はよく理解できます。

ただ、自動車事故と漁船事故は、御承知のとおりでございますが、基本的に規模が違います。そ

れと、自動車の場合には物に衝突する、自動車同士がぶつかる、人をはねる、そういうふうなこと

が事故の原因であります。漁船の場合には海難と申しますようか、相手がいないというか、天災地変によって船が転覆、あるいはそういうことが事故につながるということが基本的に多いわけです。

○風間君 なつたりした場合には、交通安全啓発事業だけじゃなくて、運輸省で病院を持っていてるんですよ、全国に四カ所ぐらい。これは何といましょうか、交通事故によって本当に植物状態になつた患者さんの医療とケアをやっているんです。

○風間君 プレジャーボートの話に移らせていい

りますが、要するにプレジャーボートによる

漁業被害というのは、沿岸だけじゃなくて内水面

でも当然起こつてくる話だと私は思つんです。

○風間君 内水面の漁業に関していえば、保険制度のよ

うものが私は完備されているとは思われないわけ

であります。もし内水面の漁業者が民間の設備

問題、水産の問題が入つてくるわけですから。

だから、新たな基本法の方にもっと、農業者だ

けじゃなくて、農業は途中の段階ですから、川上

には林業の問題があり、そして一番最後に海の問

題、水産の問題が入つてくるわけですから。

○風間君 再保険の準備金というか、そんな形

で持つていくことなんですか? そもそもスケールメリットを考えれば五十一もの保険

○風間君 再保険の準備金というか、そんな形

一次産業として、日本の食をどう守るか、日本の国民の生命、生存をどう守るかという観点からいくと、新たな基本法の中にもつと魚という観点を取り入れるべきだと私は思います、ここにいて大臣のお考えがあれば。

○國務大臣(中川昭一君) 実は、本日から衆議院の農水委員会で新しい基本法の議論が始まっておりまして、法律案の名前も食料・農業・農村基本法ということござります。

確かに、ともすればといいましょうか、圧倒的に農業関係の議論が多いわけでございますけれども、食料といえば、先生御指摘のように、林産物、特用林産もあれば海産もあり、しかも特に海産の方は動物性たんぱくの四割を占めるわけでございますから、食料という観点の中には当然、海産物も入ってくるわけであります。自給率四一%の中には当然、水産も入ってきておるわけでござ

さらには、先生も今御指摘になられましたように、これは農林本もはや一体の議論として、いかなければならぬわけでございまして、例えば國土の多面的な機能といえば、海だけでもできませんし、もちろん平地だけでもできませんくやられておるわけでございます。

国はこれから主張しようとしておるわけでござります。

そして、その多面的な機能の中には、例えば子供に対する教育的な側面といえば、自然に親しむといえば山もあれば海もあれば畑や田んぼもあるという意味で、まさに今新しい基本法で議論しようとしている柱は、多面的機能にしても持続性にしても、あるいは日本型食生活といえばやはり御飯とみそ汁とお魚とあと何々、こういう感じにならわけございますから、そういう意味で、まさ

に基本法の議論はまだスタートしたばかり、二時間半ほどの議論でござりますけれども、そこでのポイントもそこに集中しているわけでございまして、まさしくそこには水の部分も林の部分も当然のこととして入ってきておるわけでございます。  
もちろん、水を取り上げてとか林を取り上げてというところまで本日のところは行っておりませんけれども、当然、私自身も、また委員会での御議論も、今後、農、林、水一体としての食料のあり方あるいは多面的機能あるいは今後のWTO交渉に向かっての御議論というのも本格的になってくるわけでございますけれども、一体のものとして私も認識しておりますし、委員の皆さんもそういうお考えではないかというふうに考えております。

○風間赳君 これから衆議院の議論、そしてまたこちらに移つてからの議論にもなると思いますので、そのぐらいとどめておきます。

今回の持続的養殖生産確保法案で、大臣が基本方針を策定するということになつていて、本当に大臣一人でやれるかどうかわからぬけれども、要するに魚種、海域、養殖の密度などいろんな因子があつて、それを適度に、適切に勘案していくことが必要でありますけれども、では具体的に大臣が定める基本方針、どういう手順で策定されいくのかといたいことが、そのさわりでもわかれればありがたいなと思いますが、大臣、どうですか。

○政府委員(中須勇雄君) この法律によつて大臣が定める基本方針ということにつきましては、私ども水産庁が大臣を補佐する機関として、原案の作成を含めて大臣の御指示を受けながら作成業に取り組むということでござりますので、ちょっと私の方から今の作業手順ということについてお話を申し上げたいと思います。

特に、今回 基本方針の中では漁場改善の目標といふことが一つ大きな問題というかポイントでございます。この改善目標等につきましては、既に学識経験者とか関係業界が参加して全漁連主催による養殖漁場改善推進委員会というものが一定

○風間社君 これから衆議院の議論、そしてまたこちらに移つてからの議論にもなると思いますので、そのぐらいにとどめておきます。

間半ほどの議論でござりますけれども、そこでのポイントもそこに集中しているわけでございまして、まさしくそこには木の部分も林の部分も当然のこととして入ってきておるわけでございます。もちろん、木を取り上げてとか林を取り上げてというところまで本日のところは行つておりますけれども、当然、私自身も、また委員会での御議論も、今後、農、林、木一体としての食料のあり方あるいは多面的機能あるいは今後のWTO交渉に向かつての御議論というものも本格的になってくるわけでござりますけれども、一体のものとして私も認識しておりますし、委員の皆さんもそういうお考観ではないかというふうに考えております。

の報告を出しております。また、私どもが主催した魚類防疫制度に関する有識者の検討会の報告もある程度のことが触れられております。こういったことを参考といたしまして、私どもの方でます基本的な原案を作成した上で、都道府県それから関係団体、業界、こういうところにそいうものを投げかけて議論をしながら具体案を煮詰めていく、こういうことが今後の作業になるのではないかというふうに考えております。

大きな節目としては、先ほどもございましたが、沿岸漁業等振興審議会の意見を適切な段階でお聞きいたしまして、関係各方面的意向を反映した形で大臣の定める基本方針という形で策定をしたいというふうに考えております。

○風間紀君　補佐、大臣を補佐する立場、本當どもが想定されるのか。例えば、海水の水質検査を

そうあつてほしいなと思います。

それで、漁場の改善計画の策定に当たりまして、改善度合いをはかる指標としてはどういうものが想定されるのか。海水の水質検査を

実施した場合に含まれる物質の絶対的な分量などを検査していくといった技術的な問題もあると申いますが、またその数値目標も定めるのか、これが一つ。  
それから、都道府県知事が漁場改善計画の作成の勧告についてやることになりますが、告そのものは府県によって最低のルールがないところが一つ。  
府県間の格差が出てくるおそれがある。これが二点目。

実施した場合に含まれる物質の総体的な分量などは検査していくといった技術的な問題もあると申しますが、またその数値目標も定めるのか、これが一つ。

それから、都道府県知事が漁場改善計画の作成の勧告についてやるということになりますが、勧告そのものは府県によって最低のルールがないと府県間の格差が出てくるおそれがある。これが二点目。

それから、養殖養殖と言つて養殖業で、皮肉な言い方をすれば、養殖に余り力を入れ過ぎていると本来の水産資源としてある魚の方の漁獲を制限することになりはしないのか。言つてはいる意味はわかりますか。

養殖法案だから一生懸命養殖にずっと目を向けているけれども、本当はもっと多いのは天然物を含めた沿岸漁業の生産量でしょう。その水産資源があるけれども、水産資源を守らなきやならないといふ観点でいうと、今ある自然の魚種について漁獲

○政府委員(中須英雄君) 第一点目でござりますが、具体的な改善目標というの、例えば水質といふ項目でござりますと、当該漁場における溶存酸素量というものを指標にしたいというふうに思つております。

これは、具体的に海水一リットル当たり何ミリリットルの溶存酸素量があるかということが具体的な基準になるわけでありまして、その基準に向けて毎年モニタリングしてどういう水準に改善されてきているかということを調べていく、そういう形で改善が進んだかどうかを確認していく、こういうことにならうかと思います。

そのほか、底質、銅育生物について、それぞれ性格は違いますが、そういう数字を掲げ、実際の漁場においてどういう実態にあるかということでもニタリヤングをしていくというふうに考えるわけであります。

それから二番目の、勧告あるいは公表といふことに県間の格差が生じてはおかしいのではないか。これについては、先ほどもちょっとお話を出ておりましたが、私どももそのとおりだと思っております。特に、公表というここまで進めば大変大きなダメージを養殖漁業者あるいは漁協に与える話でございます。もちろん、各地域での実情ということがあります。余り大きなぶれが各県間で生じないよう、どういう場合にこういうことを発動するのかということについてのガイドラインのようなものを私どもが策定して、各都道府県にお示しをしたい。それによって余り大きな格差が生じないようないように考えます。

それから三点目は、くしくもと/or>私どもも実際にはそういうことが起き得るのではないかというふうに思います。もちろん、養殖自体についても大変こういう状況でござりますから、この

とおり漁場改善に取り組むということは、一時的には生産量を若干低めることになる、養殖の分野でもそういうことがあります。一方、養殖以外の漁船漁業の分野におきましては、我が国の沿岸水域での資源状況は、もちろん物によつて差はございますけれども、総じて低位水準にござります。ある程度漁獲を制限して資源の回復を図らなければいけないのではないか、こういう議論を真剣に行わなければならない時期に来ております。

ただ、いずれにしても、養殖にしてもあるいは漁船漁業にいたしましても、先ほど大臣がお話し申し上げましたように、資源の持続的利用をいかに実現するかということが何よりもキーポイントでありまして、もし漁獲制限が必要ならばそういうこともしなければならない、そういうふうな気持ちで対処していきたいというふうに思つております。

○風間紀君 終わります。

○須藤美也子君 日本共産党の須藤美也子です。私は、まず漁船保険についてお尋ねをします。

今回の改正は、再保険主体を国から漁船保険中央会へ変更する。そこで、まず保険金の支払いについてお伺いしたいと思うんです。国は中央会の責任保険金額を超える部分については支払うということになるわけですが、責任保険金額は中央会の保有する純保険料との程度係数を掛けるのか、つまり何倍にするのか。それは政府が決めることですから、その係数を教えていただきたい。

○政府委員(中須勇雄君) 今回、再保険自体を中心会に移管するに当たりまして中央会の持つ責任範囲ということ、ただいまのお話でいいと、保有純再保険料の何倍かということにつきましては、普通保険につきましては一・〇五倍、そこまでを責任とする。それからもう一つの積み荷保険に関しましては一・二〇倍、ここまでを中央会の責任範囲とし、それを超える部分は国の再々保険に回す、こういう考え方で対処していきたいと

思っております。

○須藤美也子君 これまで国が直接、漁船保険組合の再保険をやつてきたわけですから、平成十年度の単年度の決算を見ますと、再保険料、入ってくる保険料は百三十五億四千九百三十七万四千円、そして支払う保険金が二百四十九億三千三百五十九万四千円と、保険料と保険金に相当な差があるわけです。

そういう中で、今度、中央会が再保険主体になるわけです。仮に、保有保険料が二百億円あって一・〇五倍を掛けると二百十億円になるわけですね。あるいは一・二五倍というふうになるともっとふえるかもしれませんけれども、支払いが上回れば十億、二十億の赤字はふえてくる。そういう点で予算措置で、この間お尋ねしたんですが、今回十三億円を十一年度で交付していけるわけですね。ただし、中央会の経営、運営、それが先ほど漁業者の保険料につながるのではないかというお話をありましたたが、保険料に上乗せにならないよう漁船保険中央会の経営、運営、これについてどのように考えておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(中須勇雄君) 中央会が行います再保險、御指摘のとおり、中央会は例えば保有純再保険料を二百億持っているとすれば、保険事故がふえて二百十億になるまでは支払いをしなければならない、しかし二百十億を超えてさらに支払いがない、またそういった事態が起きた場合に漁業者や組合員に保険料値上げ、こういうような負担がかかるないような指導をきちんとしていただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(中須勇雄君) この場合、保険料も値上げしないでほしいし、また支払う保険金も下げるようなことのないようになります。そういう意味で、国から助成を含めていろいろな措置があるわけでございま

ざいますが、過去の変動例を見て、そもそもその一・〇五というのは、十年間のうちの六年間はそこまでは行かない、四年間はそこを超える可能性がある、そういう数字として一・〇五というものを設定しているわけでございまして、十年なら十年というものをとったときに中央会の収支は過去の事故率に基づいて適正な保険料率が設定される限り収支は均衡する、こういうことで処理をされるわけであります。そういう過去の例を超える異常な災害が起きたときの負担は基本的に国が一時的に特別会計において行うということとございますので、そもそも基本的な仕組みとして中央会の財政の健全・安定性というものは損なわれないというふうに思つてはいるわけであります。

ただ、実施初年度に、先生がおっしゃるようになります。そこで、そもそも基本的な仕組みとして中央会の財政の健全・安定性というものは損なわれないというふうに思つてはいるわけであります。

○須藤美也子君 漁船保険といふのは国営保険になるわけですね。国が責任を持つ保険でありますから、保険団体の財政運営が非常に困難になつた、そういう場合はあくまでも国が責任を持つ、そういうふうになると思いますが、その点はただいまの答弁で万全を期してやるということですか

ござります。

○須藤美也子君 では、そういうことできちんと対処をしていただきたいということを申し上げて、次に保険事業の推進についてお尋ねをしたいと思います。

○須藤美也子君 漁船保険振興事業費についてお尋ねいたしましたが、私の手元にある資料を見ますと、平成元年度、漁船保険振興事業費は十一億一千二百九十六万九千円ですか、それから十一年には六億一千二十一万円、半減しております。この理由は何でしょうか。

○政府委員(中須勇雄君) ただいま御指摘のありました事業の補助金というか、これは実は国の特別会計に準備金として積み立てられた金額の運用をもつて、先ほどちょっと先生の御質問にお答えしましたように、準備金が相当量たまたま時期がござります。そのとき以降、その運用益を活用して組合員に還元をする、そういう観点からこ

ういう事業を実施してきたわけでございます。

ところが、御承知のように、その後、単年度赤字設計を行なうことによりまして積立金というか準備金が減つてしまいまして、昨今のよろしい金利の大変厳しい状況でそういう財源自体が非常に減

少してきたということをございまして、そのためには、ただいま先生が御指摘になつたように、事業費が補助金というベースでは縮小してきているという状況でございます。

○須藤美也子君 とりわけ、この中で検診技術員設置費が非常に減つていて、これは平成元年の二億八千七百八十七万六千円から十一年度には三千四百四十五万九千円、これはゼロに等しい、なきに等しい状況に減少しているんです。これはなぜですか。

○政府委員(中須勇雄君) そのように原資自体が非常に減つてくる中で、相対としての事業はそれなりの役割を果たしているわけをございまして、団体ともお話ををして、どういう部分に補助金を重点的に交付するかということで、重点的に交付する分野をどれにするかということを議論した結果、ただいまお話しのような形で配分が行われた、こういうことでございます。

○須藤美也子君 私は、漁船保険組合等々いろいろお尋ねをしたんですけども、漁船組合の方々からはやはり事故防止のためにどうしても検診技術員の設置が最低一人でも必要だ、そのためには従来どおりやつてほしい、こういう要望が非常に強いんです。検診技術員というのは事故防止のために配置されているわけです。このいろいろ出されているパンフを見ますと、船外機つき漁船、これも非常に事故件数が多くなっているしかもこれは収支面では赤字になつていて、詳しく述べませんが、こういちばん。それから、大型漁船の事故防止、これは稼働漁船の老朽化が進行していることから事故の多発化が心配されますが、こういちばんがたくさん出ておりまます。そういう点で、検診技術員が非常に重要な任務を果たしていると思います。ですから、再保險主体が国から中央会に変更しても制度や國庫負担は從来どおり残してほしい、これが現場の人たちの切実な願いなわけです。

そういう点で、検診技術員の配置というものは国のお責任で今後とも行うべきだと思うんですけれど

も、この点はどうでしょうか。

○政府委員(中須勇雄君) 先ほど申しましたように、そもそもこの事業自体の発足の歴史が、そういう組合員の皆さんからの保険金が原資になつた

積立金が多額に上った、その運用益を還元しようではないかというところから始まつた事業でございまして、それ自体が縮小する、あるいは利息の発生が減るということになれば、補助事業としての事業が縮小していくのは残念ながらやむを得ないところだというふうに思っております。

ただ、確かに御指摘のとおり、検診技術員を含め、ほかの事業もそんなんでございますが、それがそれ重要な役割を果たしております。そういう意味におきまして、ここまで減つてきたからといって私どもは直ちに検診技術員を全廃しようと

言つてはいるわけではなくて、特別会計からのそ

うい剩余金の運用益を原資とした助成金は出ませ

んけれども、とりあえずの間、漁船保険中央会の積立金等を使いまして、その運用益等を原資と

してこの検診技術員に対する助成については、单

協、組合に対する助成については引き続き実施を

する、とりあえずはそういう形で事業の継続を図

りたいというふうに思つております。

運用益を利用した形でございますから、先ほども申し上げましたように、赤字設計あるいはまた

運用利回りの低下等によりまして運用益が少なく

なつてきていることは事実でございますけれども、この補助金を漁船保険中央会に交付し、中央

に検診技術員を設置し、これを各漁船保険組合

に常駐させて常にいろいろな機関検診を行つよう

なことを今後とも続けていくということについ

て、必要な支援を、効率化を図りつつ継続してい

く考えでございます。

○須藤美也子君 ちょっとわからないんですけども、先ほど長官は中央会にそれを委託するといふことだったでしょう、検診技術員を。違うんで

すか。政府は検診技術員のそういう設置につい

てはそのような形で处置をしたいというふうに今

話し合つております。

○須藤美也子君 これは八一年ですか、農水委員

会で、漁業問題での漁船保険の問題について当

時の亀岡農水大臣は、漁船の事故防止を図るよう

に今後も積極的に検診技術員を設置していく、そ

ういう答弁をしています。さらに、当時の山内政

府委員は、検診技術員の重要性にかんがみまして

あらゆる面で我が方として万全の処置をとつてしま

りたいと考えておりますと、このように答弁し

ております。

ですから、大臣にお尋ねしますが、検診技術員

は漁船の安全性を高め事故を未然に防ぐために重要な役割を果たしていると思いますが、検診技術員の設置についての認識について私はお尋ねしたい

いと思うんです。

それは、先ほど背景としては申し上げましたと

おり、国自体の剩余金が減つてきて、かつ運用益が減つているという事情と、それから今度の法改

正によりまして国の会計が再保険ということでは

なくなりたわけだと思いますから、再保険に伴う

に考えております。したがいまして、先ほどか

ら申し上げておりますように、特別会計の運用益

を原資とした補助金として交付をしておるわけで

ございます。この重要性というものは今後もますますますますというか、いささかも低減するこ

とのないものだというふうに認識をしておりま

す。

運用益を利用した形でございますから、先ほども申し上げましたように、赤字設計あるいはまた

運用利回りの低下等によりまして運用益が少なく

なつてきていることは事実でございますけれども、この補助金を漁船保険中央会に交付し、中央

に検診技術員を設置し、これを各漁船保険組合

に常駐させて常にいろいろな機関検診を行つよう

なことを今後とも続けていくということについ

て、必要な支援を、効率化を図りつつ継続してい

く考えでございます。

ただ、いずれにしても、中央会に移管したとし

ても剩余金自体の全体の総額が減つてきている、

あるいは運用利回りが減つてきているという状況

がございますから、職員の設置費を含めたこの事業全体、ほかにも三種類の事業があるわけでござ

りますが、全体の効率化を図りながら、よく団体と相談しながら必要な事業については統けてい

きたい、こうしたことであつて、形としては

中央会が助成をするというふうに切りかわりをす

る、こうしたことでございます。

○須藤美也子君 現在の法律百四十三条、ここで

は、政府は業務の経費に相当する額を特別会計に

繰り入れるものとしております。ところが、今回

の改正では特殊保険事業に限られているわけです

ね。

そうしますと、わずか二億円なんです、検診技

術員の人事補助金は。この二億円を削るのではなく

くて、必要なものとして国がこれをきちんと支出

していく、そうでなければ国が責任を持つ保険制

度から後退してしまふのではないか、このように

懸念されるわけですが、大臣、どうでしようか。

○政府委員(中須勇雄君) もちろんこういう事

業、私も効果があるし必要な事業ということで

これまで取り組んできたわけですが、や

はりこの制度の根幹というものは保険事業そのものでございまして、一定の掛金を払い、それに対し国も助成し、そしてまた国が最後の保険上の責任を持つといふところがこういう制度の根幹にあるといふに思つてゐるわけでありまして、どういう段階にせよ一時剩余金がたまたまときにはそれを有効に活用して還元をするという観点からいろいろな事業に取り組むということは、それはそれなりにまた必要なことでありますし、それが減つてくれれば必要な見直しをして、一定の重点化、事業の重点化を図つていく。その際には、そういう事業を実施する方々と十分話しながら、どういうような形で効率化を図つていくか、そういうことを相談しながらやつしていくというのには、この制度の根幹を握るがすようなことではなくて、適切な運営の仕方ではないかといふふうに思つております。

○須藤美也子君 検診技術員の設置は重要な制度である、だからこれは残していく、これは変わりないわけですね。そうしますと、あとは予算の裏づけになると思ひますが、この予算は十一年度はほとんどゼロになつていますね。ということは、この裏づけになる予算を、来年度の予算で私どもは要求していかなくちゃならないというふうに思ひます。そういう点では、どうでしようか、後退しないように、そういう事故防止のために必要な人員を配置する、そういう点から予算をだきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(中須英雄君) ちょっと申しわけございません。私は適切な御返事をしていなくて誤解を招いているのかもしれません。國からの補助金としてはおっしゃるような形になつておりますが、中央会から金が出て漁船検診技術員が設置されるという状況は十一年度も引き続くといふことなどざいます。

同時に、振興策として非常に予算が減つてゐるわけですが、中央会が全面的に再保険事業を行つてやつてほしい、こういう要求が強いので、重ねて申し上げたわけです。

保険の創設が今度できました。フレジャーポートの保険制度ができたわけですから、漁船保険組合としては委託された漁協としての事がふえるわけです。つまり、フレジャーポートを持つている人たちの勧誘もしなくちやならない、事務的な費用がどんどんふえていくわけです。

そうすると、新たな経費がこういう漁船保険組合で拡大していく、そういう点はどうのを考えているんでしようか。

○政府委員(中須英雄君) 漁船保険組合はそもそもも相互組織として漁民がみんなで設立したもの、こういうことでございますので、漁業者の利益のためにその職員を含めて働いていただき、こういふことだらうと思います。

もちろん、任意保険を開始するということになれば、その分の事務はふえるわけでござりますが、それはその任意保険の付加保険料でもつて賄う、こういふことが基本的な対応になるわけで、

そのように対応していただきたいといふうに思つております。

○須藤美也子君 漁船保険組合事務費等も八億二千五百九十九万円から五億七千五百七十五万円、こう減つてゐるんです。

制度の根幹というのは、やはりこの保険制度といたいといふふうに思うわけであります。それは客觀情勢としてその方が減つてきて、それは自体有効な役割を果たしてきましたし、今後も持つてやるべきではないか、こう思ひます。

もちろん可能な範囲で有効な役割を果たしていっただけといふふうに思うわけであります。それは客觀情勢としてその方が減つてきて、それは自体有効な役割を果たしてきましたし、今後も持つてやるべきではないか、こう思ひます。

しかし一方、先ほど別の先生からの御発言にもありましたように、今、日本の漁業全体が非常に高齢化し、あるいはまた減少している、そもそも二十五万という数字が推測される保険対象漁船に基本的には揺るがすような考えではない、こういうふうに考へておられるわけであります。

○須藤美也子君 それじゃ、國は今度、再保険をやめて再々保険になるわけですね。そうすると、事務の体制が軽減されるんじやないですか。國の方の人員はどのくらい削減されるんですか。國から退いて再々保険の主体になるということに伴いまして、事務量としてかなりの減少がござります。そのため、実は若干のプラス・マイナスがござります。実人員にいたしまして、これを担当しております漁業保険課では五名の人員が削減されると、こういふことに相なっております。

○須藤美也子君 國の方は軽減され、保険団体への経費削減は私は矛盾していると思ひます。もちろん、私は國の人員がリストラで削減されると、こういふことに賛成しません。しかし、そういう点で必要でない事務が中央会の方に回つて、再々保険をやればいいと、國の方は。

のは國は減るわけですから、その分そつちに回せといふふうにはいかないと思ひますけれども、そういうところの万全な經營、運営をきちんと責任を持ってやるべきではないか、こう思ひます。

そこで、その点はどうですか。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほどから先生の御質問を伺つておりますと、数字上の金額が確かに減つておられますことは事実でござりますし、それが運用益が少なくなつてきているということも一つの原因であります。

しかし一方、先ほど別の先生からの御発言もありましたように、今、日本の漁業全体が非常に高齢化し、あるいはまた減少している、そもそも二十五万という数字が推測される保険対象漁船になるわけでありますけれども、その数字 자체が減つておるという状況でござりますから、先生が挙げている数字だけを見て数字が減つてゐる、特に國からの数字が減つていて、したがつて保険事業あるいはまた保険金を受け取る漁業者が損害をこうむるというふことは、これとは別の話だというふうにお考へをいただきたいと思います。

先ほどから長官も私も何度も申し上げておりますように、保険自体の制度の根幹を守り、そして新しい時代に対応するような、ニーズにこたえられるような制度を新たに設計するわけでございま

すから、その中ではきちんととした保険計算に基づく計算方式でやつておりますし、それでもって中央会なり各単協が困る場合には再保険団体、そして最終的には國が再々保険として政策的な観点から財政支援をする。現に、今回も十三億円を中央保険の方に移すわけでござりますから、そういう意味で内容面、実態面において質が低下する、あるいは重要性が低減するような政策は我々としてはとるはずもございませんし、とるべきではない。

数字上の金額が減つておるといふことだけでも、保険が何か軽視されているとか、あるいはまたしわ寄せが保険者なり被保険者の方に行くと

いうような観点だけの御指摘は、私は当たらない

ものだというふうに思つております。

○須藤美也子君 私はそんなことを言つてゐるんじゃないんです。つまり、元受けの漁船保険組合の実態が今一番大変なんですよ。検診技術員は置かなくちゃならない、さらに漁業者は高齢化している、そういう状況の中で実務・事務費は非常に多くなる。だから、この漁船保険組合の方々は、自効努力ではもうやつていけないから国の制度を今までどおり維持してほしいと、こういう要求なレジーバートとか任意保険もふえていく、そういう点では人もふやさなくちゃならない。そういう負担がかかるから、今回の技術的な改正のものでその分も今までの制度が後退することのないよう国に責任でこれを充実させていく、きちんとしていくだけ、こういうことを私は要求しているんです。

ですから、最後になりますけれども、今、漁船が古くなり事故があつて、これは漁業が困難になる、それだけ事故もあえ、保険財政も厳しくなる、これはこれまでいろいろ言われたとおりです。抜本的には漁業の再建が必要なんです。漁船をよくするために、全漁連のアンケートでは価格の安定維持、資源の増大、これを望んでいます。先ほど来お話を出ましたけれども、今検討されてる、それがかかるから、今回の技術的な改正策を取り上げていただきたいと、そういうふうに考えております。

○須藤美也子君 終わります。

○谷本義君 初めに、持続的養殖生産確保法案について伺いたいと存じます。

本法案は、大臣が決めた基本方針に基づいて漁協等が持続的養殖生産の確保に向けた漁場改善計画を立て、これを遂行するということに中心が置かれています。

この場合、漁家の自主性を土台とした漁場改善計画をつくるということでなければならぬと私は思います。なぜそうかといいますと、それの漁場にはそれぞれの特性があります。淨化力一つとってもそれぞれの海でもって大きな違いもある。

最後に、この抜本的な価格安定対策、全漁連のアンケートに基づいたこういう要望も踏まえてどういうふうに考えているのか、その点、大臣からお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 価格安定対策につきましては先ほどから基本法などの御質問のときにも

お答えしておりますが、魚価の低迷、原因はいろいろあると思います。輸入の問題あるいは不況の問題等いろいろあると思いますけれども、大変厳しい現状にあることは我々も認識をしておるところでございます。

一方、日本の水産というものを守つていかなければいけないわけだと思いますから、日本の水産、特に今御審議をいたしております沿岸の養殖漁業を初めとする漁業につきまして、經營を安定するためにさまざまな政策をこれからも推進していくなければならないということです、その進めていかなければならぬということです、その中の一つとして基本法の御議論が先ほどから何回あるわけでございます。魚価の安定、資源の維持、そしてまた持続的な漁業の継続というようなさまざまな時代のニーズあるいは問題点につきまして、国会での御審議あるいはまた検討会での御議論を踏まえまして早急に、つまりことしの夏ごろまでに基本的な方向性を打ち出していきたいというふうに考えております。

現時点では、この養殖事業に関する法案についての御審議で先生方の御指導をいただきながら政

策を推し進めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

しかし、先生が強調されておりますように、こ

れに該当する漁業者をしてまた所属する漁協が、

それぞれの地域の特性もござりますでしょうし、

またそれとの考え方もいろいろあるわけでござ

ります。

しかし、先生が強調されておりますように、こ

れに該当する漁業

〇政府委員(中須勇進君) 漁業法自体も大変強ハ  
なきやなりませんけれども、行政がいきなりそれを  
判断するのか、それともまた第三者的機関、そ  
ういうところに諸つた上でやるようになりますのか、  
その点はどんなふうにお考えになつております  
か。ここで私が言つた第三者的機関というのは、  
例えば漁業調整委員会といいましたか、これがあ  
りますね。

法律権的権利ということでございますが、漁業法の法律をひもとけば、一定の場合には漁業権の消滅ということ自体、免許の取り消しということも書いてあるわけであります。やっぱり最終的なぎりぎりの局面においてそういうこともあります。こういうことは制度論としてはあり得るということだらうと思います。

ただ、実際にそこまで、もちろんここでは漁業権を消滅させようとすることではありませんが、強い制限または条件というものを付与するということであれば、そういうことを我々が指導するかどうかといふのはあれでござりますけれども、やはり慎重に各方面的意見を聞いて対応していくというのが常識的な対応ではないかというふうに私は思います。

○谷本義君 政府が衆議院で答弁された議事録によりますと、自然の浄化力の範囲と判断される基準を超える漁場は約四割に上つておるといふお話をあります。半数近くの漁場が言うなれば好ましからざる現状にあるということであります。これはこの法律を実施していく上で助成政策との絡みの問題にもなつてくるのでありますけれども、私は漁家が意図的にもたらしたものではないと思うんです。

の中で最後に見出された活路が言うなれば養殖漁業であつたというふうに言ってもよからうと思いますし、そしてまた養殖漁業についても、これまでとられてきた方針は、政府も含めて生産量の増大に着目した生産体制づくりでありました。でありますから、生産者団体も今言つておりますよう

に、百八十度の転換を強いられるといふか、しなぎならぬ時代に来ましたというお話をしづしづ伺います。

のためだと私は言ってよからうと思ふんです。そういう見地に立てば、漁協と漁家がこれから取り組んでいく、それについてやはり政府自身が積極的にこれを支援していくことが大事ではないか。

○政府委員(中須勇雄君) こういった漁場改善への積極的な支援、これが一つの柱になるでしょう。それから、もう一つの柱になるのは養殖魚の削減問題、これが必ず出てまいります。これについても一定の損失補てん的なものを考えていくべきではないのかというふうに思うのですが、長官いかがでしょうか。

なつたような養殖魚の数を問引いていく。そういうことに最終的には取り組まなければならない現実に養殖業をやつておられる方にはかなりの勇気の要ることどうか、ためらいもあるのではなかなといふことは想像にかたくないわけであります。

ただ、明らかに現在の状況が漁場の自浄能力を  
いかか、それを超えているということであるなら  
ば、それはやはり是正していくなければならぬ  
ということはそれ自体、自明の理でありまして、

それがもし、変な言い方をして恐縮でございますが、何か国から助成をすることによってしかそういうことができないということであれば、本来、

養殖業を自立して営んでいく、そういうものの自体がなぜそういうことなのかということが問われるような気が私はするわけであります。

先生からただいまお話をございましたように、いろんな漁協の方々あるいは漁民の方々、家族の方々が集まって取り組みを開始しなければならない、

そういうときに爆薬になるというか、そういう意味での支援ということを我々も積極的にやっていかなければなりませんし、こういう改善計画に基づいて設備投資をしていくという方々に低利の資金であるヒトドリ融資等への協力を行っていきたいと思います。

ういうことも考えられるわけであります。やはり魚の数を減らすということにじかに補助金が出していくということには非常に大きなためらいがあるし、そういうことは実際に、まさに先生がおっしゃつた自発的にやっていくといふこともなかなか難しいんじゃないとか。そういう意味で、難しいという意味と、果たしてそういうことが本

本当にいいのかという両方の疑問を含めまして、私どもは、そこは漁業者に努力をしていただきたい、そのことは決して経営的にも将来にわたってマイナスになることではないんだというふうにお話をしたいと思っているわけであります。

○谷本義君 長官、漁業組合や漁家の皆さんが自力でやれるんでしたらここはとっくにやっていたと思いますよ。

長官自身も御承知のように、大体五、六年しかもちませんとこれまで言われてきたじゃないですか。そして、漁場についても、三重でやつておきました。そうだと思ったら、今度は愛媛でありましたとか、最近は鹿児島でしょう。海まで使い捨ての時代なのかと言われるような状況でしよう。そ

それは魚仙の問題もあります。そしてまた、繪  
ういう状況が生まれてきたのは、それはそれなり  
の事情があるんですよ。漁家の皆さんのがんばりや  
ないです。

入物がどつと入ってきてるといったような問題もあります。漁家の收支がうまくいくているならこれは自分でやったですよ。やれなかつたのは、

やれなかつたなりの事情があつて、そういう悲劇的なものが繰り返されてきているわけですよ。だから、そのところはもう金輪際きちつときよな

らしましょうというのであれば、それは必要によつて魚を減らしていくかなきやならぬところについては感らしてほし。そして、それについて、

これは永久に面倒を見るなんということは私は言つてませんよ。一定のものをそこでもつて考へていくとかいうようなことがあってしかるべきなんぢやないんですか。

(国務大臣中川昭一君) 過去數十年の間に國民經濟の状況の変化等で、私も、これからはつくり育ててこの漁業だということをいろいろなところで言つてきましたわけでございます。したがいまして、自分の前浜で増養殖をどんどんやっていきましょうといふようなことを私自身も言つたわけでございます。

しかし、これが一つの方向であることは今も変わっておりませんけれども、それだけでは、先生

がおっしゃるようだ、海を使い捨てかど。どんどん悪化をして、そしてその結果として最終的に困るのはその地域の漁業者になつてしまつ。そういう悪循環を何とか断ち切つて新しい持続性というものを、あるいはまた新しい要素を加えた養殖体制をつくつていこうというのがまさに今回お法律の趣旨でござります。

したがいまして、先ほどの基本方針も、一々書き出さないで、あくまでも持続的な増養殖の確保を図るために基本方針を定めなければならぬといたいところで、魚病の蔓延防止策でありますと、か漁場の改善の目標とか、そういうことを基本方針としてそれに基づいてやっていきましょうということです。最終的には今、先生をして長官が話したように、間引きという問題が一時的には必要になる漁場が出てくるわけでござります。

先ほど先生がちらつとおっしゃいましたように、前浜というのは単に生産の場だけでもないわいわけでございまして、いろいろな多面的な機能もあ

りますし、また農、林、水一体でござりますから、極端に言えば山の方の事情によつて海が荒れてくれる、あるいは都市部の事情によつてまた海の

条件が悪くなるということを含めまして、また同じようなことを繰り返しますけれども、農、林、水一体でいい環境の海をつくることによって、漁場としてもよくなっていますし、またそれによって多面的な機能の發揮という面でも役に立つ海になってしまいますし、また漁場としても多面的な機能の面でも持続性の高い海になつていくという意味で、先日、御審議をいただいた農業における持続的農法の議論とともに、今、先生が同じようなことを海の場でおっしゃられています。と思しながら拝聴をしていました。

一時的には漁業者の皆さんにはつらい心境にあることもあるかもしれませんけれども、これも自分たちの、例えて言えば畑に当たる海の地力を増進するための、つまり最終的にはみずから経営にとつてプラスになるという意味でこの法律を御審議いただいているということを、ぜひとも全国の漁業者の皆さんにも御理解をいただきたいということが私のお願いでございます。

○谷本謙君 大臣 私はこの法案に反対だなんということは全然言つていません。実効を確実に上げていくためにはどうすればいいかという意味で申し上げていることなんです。

ささらに、もう一つ申し上げたいのは、例えまグロ漁業、これを持続可能なものにするために行なわれたのは遠洋マグロ漁船の二割減船でした。このときには一そく当たりについて二億円以上の交付金が出されていますね。このときの減船は、海を守るというのではなくて遠洋マグロ漁業を守るそのものなんですよ。今問題になっているのは、漁家を守るということは直接の話でありますけれども、同時に国民のための海を守っていきましょうというのを含めて、実効を上げるために何とかその辺の措置は考えられないのかということを言つたわけですが、長官 どうなんですか、マグロの場合と比べたら冷ややかもいいところですよ。

○政府委員(中須勇雄君) 確かに、養殖漁業と申しましても全国各地でいろいろな形で取り組まれていますけれども、最後に長官が言わされたのは、

ております。一律にここで私がすべてはこうだともうふうに言つてそのとおりでもないというふうなことは十分自戒しているつもりでございますが、ただ私どもは、こういう法案にたどり着く議論の過程の中では、こういう形で環境に配慮をする、そういう漁業をすることによってそれはコスト的にも非常に有利なことになるんだと。例えば、魚病の発生が抑えられて、薬を買う量が、投入する量が減るということがある。あるいは、えさにしても、例えば生えから配合飼料に見える。そのかわり飼料効率が物すごくよくなつて、そういうふうな取り組みでも改善を図れる部分もある。あるいは、とにかく病気になつて死ぬ魚の量が減つて、そういう損耗度が減る。

これは過去にもいろいろデータ的にもやつた例がありまして、やはり一つの大きなことに取り組むときの基本的な考え方として、それによつて経営がますますよくなつてしまふのではなくてよくなるんだと。そこはそういう確信といふか、それがなければ漁業者も取り組みにくいでしようし……。

○谷本謙君 聞いていることに答えてください。

○政府委員(中須勇雄君) ですから、そういう意味で私は、直接的に助成をするということは難しいけれども、先ほど申しましたように、一定のこ成をしていくとか、あるいは無利子の資金の融資枠をこういう事業をやる方は拡大をすると、あるいは機具、機械、機材に対する助成を行うとか、そういうことをとりあえずの策として取り組んでいきたい、こういふうに申し上げているわけ

とあります。ております。一律にここで私がすべてはこうだともうふうに言つてそのとおりでもないというふうなことは十分自戒しているつもりでございますが、ただ私どもは、こういう法案にたどり着く議論の過程の中では、こういう形で環境に配慮をする、そういう漁業をすることによってそれはコスト的にも非常に有利なことになるんだと。例えば、魚病の発生が抑えられて、薬を買う量が、投入する量が減るということがある。あるいは、えさにしても、例えば生えから配合飼料に見える。そのかわり飼料効率が物すごくよくなつて、そういうふうな取り組みでも改善を図れる部分もある。あるいは、とにかく病気になつて死ぬ魚の量が減つて、そういう損耗度が減る。

これは過去にもいろいろデータ的にもやつた例がありまして、やはり一つの大きなことに取り組むときの基本的な考え方として、それによつて経営がますますよくなつてしまふのではなくてよくなるんだと。そこはそういう確信といふか、それがなければ漁業者も取り組みにくいでしようし……。

○谷本謙君 聞いていることに答えてください。

○政府委員(中須勇雄君) ですから、そういう意味で私は、直接的に助成をするということは難しいけれども、先ほど申しましたように、一定のこ成をしていくとか、あるいは無利子の資金の融資枠をこういう事業をやる方は拡大をすると、あるいは機具、機械、機材に対する助成を行うとか、そういうことをとりあえずの策として取り組んでいきたい、こういふうに申し上げているわけ

とりあえずの措置として今まで述べられたことはやつていく、やりながら考えていくという、暗にそういった意味が含まれていますから、こここのところでの質問はやめますけれども、ともかくもそれは誤解を受けますよ。これだけはっきり申し上げて、次の質問に移ります。

次の質問でお尋ねしたいのは本法の目的であります。遠洋漁業、大型まき網漁業の時代はもう終わっちゃつて、これからは沿岸漁業の時代です。そこで、この新しい法案なるものができ上がつたということなんですが、漁場「目的」のところを読んでみると、漁場改善それから伝染性疾患蔓延防止といったものが出てくるんです。要するに、対症療法治的な対策が中心なんです。私、思いましたのは、発生源を絶つという意味での予防対策、それから環境負荷の少ない漁法へ変えていくということ、この辺のところをもつと「目的」の中に盛り込んで積極的に打ち出すべきではなかつたかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(中須勇雄君) 確かに「目的」の規定、ただいま先生の御指摘のとおりであります。ただ、ここで「養殖漁場の改善を促進する」というふうに書いてございますのは、第一条の「定義」で養殖漁場の改善というのはどういうことなのかということが事細かに書いてございますが、ここに書いてあることをまさに実現するという意味におきまして、先生のおっしゃる環境保全型養殖というか、そこはさらにまたもう一步進んだ先生のことはないかというふうなことがございまして、その辺がどういうふうな形で応用できるのか、そういうのがあるのに対し、やっぱり私は広大な内水面という形で漁場利用ができるわけではない課題なのかなというふうに受けとめておりますが、ただやはり基本的に、中国の場合は広大な内水面という形で漁場利用ができるというか、そういうのがあるのに対し、やっぱり我が国は海を中心というふうなことがございませんが、ただやはり基本的に、中国の場合は広大な内水面という形で漁場利用ができるわけではありませんが、ただやはり基本的に、中国の場合は広大な内水面という形で漁場利用ができるわけではありませんが、ただやはり基本的に、中国の場合は広大な内水面という形で漁場利用ができるわけではありませんが、ただやはり基本的に、中国の場合は広大な内水面という形で漁場利用ができるわけ

○政府委員(中須勇雄君) 私、率直に申し上げまがでしようか。

○政府委員(中須勇雄君) 確かに「目的」の規定、ただいま先生の御指摘のとおりであります。ただ、ここで「養殖漁場の改善を促進する」というふうに書いてございますのは、第一条の「定義」で養殖漁場の改善というのはどういうことなのかということが事細かに書いてございますが、ここに書いてあることをまさに実現するという意味におきまして、先生のおっしゃる環境保全型養殖というか、そこはさらにまたもう一步進んだ先生のことはないかというふうなことがございまして、その辺がどういうふうな形で応用できるのか、そういうのがあるのに対し、やっぱり私は広大な内水面という形で漁場利用ができるわけ

○谷本謙君 そのところを強くお願いしておきたいと思います。

次に伺いたいのは、魚類防疫員などの配置の問題であります。これは、私は大変結構なことじやないかと思います。できるならば、長官、選択的じゃなくて、各県ともそれを置くというようなく

○政府委員(中須勇雄君) 確かに、こういう制度が設けられて、從来でございますと、やはり我々の頭も必置義務というか各都道府県は置くといふうに書いていたことがむしろ必要なんじやないかというふうに思つておったのでござりますけれども、率直に申しまして、行政改革の関連の中で国の関与の減少ということで、必置規制のものは任意設置にどんどん改めていくというふうな改正作業が片方で進んでいるというふうな状況があつた、こういうことが一つ。

いか、魚病の発生予防なり蔓延防止は大変大き  
な部分を占めているわけでございますから、そ  
ういったものである程度の専門家がいていただける  
ということが必要なわけで、そういうことは我々々  
の意識の中でもずっと一つの課題として考えてき  
たということでござります。

ただ、率直に申しまして、今、魚の病気に関して  
て得られている知識なり治療方法、あるいは魚の  
中でもこういうお医者さんというものが現実に必要  
なのはほとんどが養殖業の場面でございまして、  
一般の魚ではそういうことはない。そういうこと  
を考えますと、徐々にこういう制度の充実を図

おるようであります。また、通産省などに聞いてみますと、いと、通産省の場合には、産業構造改善議会のW.T.O.部会ですが、あそこには多くの産業界の代表者の皆さん方が参加をして、官民一体で議論していますよという話を伺つたことがございます。

やはり、今度は水産問題が非常に大きな問題になつてくるわけでありますから、それだけに水産は水産で、全体の問題は一つありますよ。ありますけれども、水産は水産でやはりきちっとした官民一体の論議といいましょうか、それをなされないと必要があるのではないか、こう考えることが

本が輸入している輸入最大国という立場であり、しかもも水産とともに歩んできた我が國としては、この有限資源としての水産をきちっとした輸入の立場として持続可能なということは、とっても本に買えという輸出国の立場だけでいきますならば、これはまさしく農業と一緒に、輸出輸入のバランスを招くことになりますし、また乱獲によって資源の枯渇ということにもなるわけでございますので、次期交渉の基本的なところもまだ固まつてはおりませんけれども、我が國の主張をちつと主張していきたいというふうに考えておきます。

○谷本巖君 もう時間がなくなつてきてるの  
で、もう一つ簡潔に伺つておきたいんですけど、長  
官、人間にではお医者さんがある、家畜には獸医さ  
んがある、魚には何もないんです。これまで獸  
医さんが一部、薬剤なんかの使用についていろい  
ろ携わつてはきておりますけれども、こういう制

○谷本謙君 割り当ての時間がもうなくなっちゃいましたので、質問をすることができなくなってしまいました。

最後に、大臣、WTO次期交渉へ臨む基本的な水産問題について伺いたいと存じます。

ありました林、水についても関税、いわゆるEU-SL、早期は正をAPECの場でしろという提案がありました。これはAPECの場での議論にはそもそもならないものであるし、我が国はそもそもなじまないという問題は二〇〇〇年以降の交渉でやるということで、これは先生を初め議会の先生方の大変な立

ありますので、そういうバランスをとりながら国々の合意を形成した上で、日本と同じ立場をとったままそれまでのいろいろな立場での交渉に臨んでいきたいと考えております。

ただ一つ農業と違うところは、林、水グルーピング

度を設けるのであれば、それはきちっと固めて  
いつて、魚のお医者さんというのか、そういうふ  
うな制度というのを将来的に目指していいんじや  
ないかというやうに私は思うんです。その点、  
いかがお考えでしようか。

○政府委員(中須義雄君) おっしゃるとおり、生  
き物でありながらお医者さんの制度がないという  
ことで、これはかねてから私ども水産庁の中で  
も、じやどういうことを具体的に考えていくばい

昨年、APEC閣僚会議に向けてアメリカが次期WTO交渉を前倒し交渉の場にしようとした。あなたは大臣就任早々であった。そういう理不尽なやり方をびしっとあなたがおとめになった。これは私ども高く評価をしております。そういうふうな、何といいましょうか、筋を通すという点、これからもひとつ御期待を申し上げたいのです。次期交渉については包括的な交渉でなければならぬということで日本政府はこれまで努力をして

力添えをいただいて政府としても決定をし、日本での主張が APEC の場でも通ったわけでございました。

が一体どこの場でどういう形で交渉をされるか、  
いうことが、前回のときあちよと混乱いたしました。  
したけれども、今回もまだはつきりしていません。  
いうことでござりますけれども、とにかく我が国が  
は包括的な一括交渉を全体としてやるということ  
を強く主張しておるところでございますし、何と  
いいましてもこの国会の場を通じ、あるいはまことに  
国民的な総意のもとで農、林、水一体で我が国の  
立場を主張していきたいと思いますので、引き続

き先生を初め各委員の先生方の御指導をお願い申  
し上げたいと思います。

○谷本謙君 答弁漏れがありますが、これはまた  
後に。

○委員長(野間赳君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君が選任されました。

○阿曾田清君　自由党の阿曾田でございます。

るところでございまして、そういう観点でたまには船釣りに出かけることもあります。

〔委員長退席、理事三浦一水君着席〕

お食事をすることがあつたわけでありましたが、その方が大変驚いたように私に話されたことであります。天草のある島に新聞配達船と一緒に渡りますが、

て釣りに行つたと。釣るけれども、二十年のペテランの自分であるけれども、なかなか釣れなかつ

たと。そうしたら、近くの老人の方々が集まつて、釣れたかいとお聞きになつたので、全然釣しへ上へ。一しへりしょ。二。

れませんと、それは鉤れぬはずない。昔はここには薬が大概生えておつたばってん、もう薬がなくなつてしまふ。この堤防でカキ殻がついて

おったばつてん、カキ殻もつかぬようになつてしまふ。そして、二百メーター先の大型のフグの

養殖場を指して、あれがまさに原因じやなかろうかなと。これは外に向かつては言えぬばつてんと

おっしゃった。海に入って、ここで海水浴も昔はできたけれども、海水浴をすれば体がかゆくなってしまう。アサリ貝もとれなくなつた。つ、せん

だって、県の方からおいでになつて、ホルマリンという薬ば使うておらつせんどかということで調

査に来らしたばつてん、記名方式だつたけん、だれもこんなことは書かぬかつたということで、大変彼が驚いて私に話してくれました。

理事二浦一水君過席 委員長着席

まさに海は死んでしまっているな、そういう印象を強く受けたということでありまして、今回のこの持続的養殖生産確保法案、まさに私は本当に大事な問題に国が眞に正面から取り組んでいたという対し高く評価をすると同時に、ただこの法案を通すだけじゃなくて、本当に腰を据えてこの問題に眞に正面から水産庁は取り組んでいただきたい。そのためには、精いっぱいの御支援もいたしたいというふうに思いますが、そんな中で、この法案について一、二質問をさせていただきます。

過密養殖の生産体制から適正養殖生産体制へ方向転換をする、そして漁場の浄化能力を超えない養殖生産体制を築いていくんだということで「目的」なるものが記されておるわけであります、「基本方針の中に、先ほど谷本先生からお話をありましたが、漁場の改善と伝染性疾病的防止」ということが基本方針になつております。

私は、もう一步踏み込んで、養殖漁場の収容力に応じた管理というのが一つ。それともう一つは、伝染性疾病の発生予防という、防止よりももう一步踏み込んだ発生予防といいう事項が入つておつて初めて、今まで幾つか問題が起こってきておる諸疾病に対しての対応ができるのじゃなかろうかなというふうに私は思いますが、いかがであります。

○政府委員(中須英雄君)　ただいまの先生の御質問に十分なお答えになるかどうか自信はございませんが、先ほどもちょっとと申しましたように、この法律で使っております「養殖漁場の改善」という言葉は特別の言葉でございまして、確保法案の「定義」の二条に、養殖漁場の改善というのはどういうことを含んでいいんだということが事細かに書いてございます。

第二条第一項にいろいろ書いてございますが、一番最後に、いろいろこういうことをやつて、養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適する状態に回復し、又は維持することをいう。」と、こういうことが養殖漁場の改善だということでありま

す。私ども、その前段にもいろいろ書いてあるわけでございますが、まさに先生がおっしゃったように、一定の海域において、その海域における自処能力というか、その範囲内において適切な管理をして養殖をやっていく、そういうことを実現するための具体的な計画づくりというのが、まさにここで考へている養殖漁場改善計画なり改善基準本方針の内容を構成しているというふうに考えておられるわけであります。

伝染性疾患の話に関しましても、この「養殖漁場の改善」ということの定義の中に、「養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及び蔓延を助長する要因の除去又はその影響の緩和を図ることにより」、云々と、こういうふうになつておられるようあります。こういう発生の防止を図るために必要な事柄も当然この養殖漁場の改善の基本方針なり計画の中に書き込まれるべきである、そういうふうに考へております。

○阿曾田清君 そこで、過密養殖といふようなことに対して改善策の一つの方法として、今まで議論があつておりましたが、農林水産省としては薄飼い方式ということでそれを考へておられるようあります。

先ほど谷本先生からも関連するわけですが、薄飼い方式ということでの対応を考へておられるということであるならば、当然のことながら、今まで一つの枠の中に千四入れていたものを五百四入れるというような形の栽培状況になつてまいります。もちろん、海の状況によって、五百にしたからといって生産が伸びるとも限らないわけですが、基本的に薄飼い方式をやつしていくことがあります。そういうことをするならば、いわゆる生産量、販売量など、おのずから減るわけです。それが減ることは、すなはち漁家の方々の収入減につながってくるということとイコールになつてくるわけであります。そことのところが現実的な問題として、そういう薄飼い方式を導入するにしろ、漁業の方々の収入が落ち込まないような形をとつていかなければなりません。

それには、いわゆる養殖場を新たに移動するなり、また新しい場所に拡大するなりといふようなときに、先ほど長官がおっしゃったけれども、助成とかあるいは低利賃金融資をやるとかといふようなこと等もありますけれども、一方、そこにはそれなりに資金投資をしなければならないわけでありますから、現実的に生活していく上においての漁家の方々のいわゆる価格安定対策といいますか経営安定対策、これがなかなかぬといかぬのではなかろうかなと。薄銅い方式導入、結構結構だけれども、薄銅い方式を導入するについては漁業者の方々の収入減に対してもそれを支えてやるかということは一考しておく必要があるのでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(中須英雄君) 今、先生から薄銅いとうお言葉がございました。確かに、現在一部の養殖関係者の中で薄銅いというやり方がいろいろ注目を浴びているということがございますが、これは今行われているような養殖の密度をかなり大幅に間引く、半分あるいはまた半分以下にしていく、そういうふうなやり方というふうに私ども承知をしております。

この持続的養殖生産確保法案において行われる県知事の認定を受けて設定されます養殖漁場改善計画で、養殖漁場を改善するために必要なものとして必ずしもそこまでの薄銅いというのに一挙に行くのかどうかということを、私ども、当然、一律にそうなんだというふうに思つてゐるわけではございません。より現実の状況に合わせて、仮に間引きが行われるという場合であつても、ある程度時間をかけて間引いていくことによつて適正な水準になっていくのか。そこ自体をよく皆さんで話して、議論をして答えを出していくだら、国の基本方針で定めた目標がそれで果たしてクリアできるかどうかチェックを受けた上で認定を受ける。こういうふうに思つてゐるわけでありまして、必ずしも一挙に大幅な間引きが各水域において必要であるというふうに一律に思い込んでゐるわけではないというのが第一点であります。

それから二点目は、いずれにしても、例えば養殖魚の数を減らす、密度を減らすということになると、れば、それが漁業経営にもたらす影響というのは当然あるわけでありまして、そのことをとにかく一切無視しようというふうにまで申しているつもりはございません。計画策定の段階でどういうことが起きるか。その辺はよく皆さんで話し合いをして、それに対してもう手を打つことによつて改善が図れるのか。そういうことまで含めて議論をした上で改善計画を立てていただく。それが必要だらうというふうに思つております。

が平成九年に、今度はトラフグの稚魚に口白斑ができましてかなりへい死をしたというようなことで、これは八〇%の稚魚がやられたわけですね。これもウイルスです。

ですから、そういうものを予防するという観点の研究開発が極めておくれているというふうに思います。したがって、水産関係におきまして、いわゆる未然にそういうものが起こらないようにするためのワクチン等の研究開発についての取り組みをどのように国は考えておられるか、まずお尋ねします。

そういうさまざまなもの問題をまだいろんな分野で抱えているわけでございますが、御指摘のよろしく魚病予防にとってはワクチン開発が極めて重要でありますので、引き続き役所の研究組織もお詫びまして努力をしていきたいというふうに思いました。

○阿曾田清君 ゼひよろしくお願いいいたしたいと存ります。一回かかってしまふと四、五年は立ち上がりませんので、そういう意味でワクチンの開発をよろしくお願いいたしたいと思います。時間があと三分しかありませんので、一問答とうござき、一問希望を二としておきます。

んに十分伝達することが必要でございますので、魚類防疫員に任命された方々を含めまして、中で例えば研修会を行うとか、あるいはデータベースを中央につくりまして、各国の新しいいろいろな知見等をそういうところに集約して、インターネット回線を通じてそういうものを各県で自由利用できるようになりますというふうな措置をとるそういうことを含めまして資質の向上といふか術の改善、普及ということにつきまして努力をしていきたいというふうに考えております。

英一郎一に、技し

ました。私どもとしては、現段階ではいろんな事業者間、漁協での広範な話し合い、そういうものを促進するための助成というふうなジャンルの部分と、それからそういう話し合い、計画を策定する過程で出てきた、経営自体をどうしていくのかということに関連して必要となる事業等については一定の助成の道を開く、あるいは低利資金の道を開く、それをとりあえず先ほど申しましたように現在の援助手法として考えている、こういうことでございます。

（この段落は、前文の「魚類」を「ワクチン」として開発する話題を引き継ぎ、その実現性について議論している。）  
産用のワクチンとしてアニヤサケ科魚類のビブリオ病、それからブリの腸球菌症のワクチン、それからマダイのイリドウイルス病ワクチンと、この四種類のワクチンが医薬品としての製造承認をいただいた正規の形での開発が行われている。聞くところによりますと、世界では魚のワクチンは九種類しかまだ開発されていないということで、九種類のうちの四種類を我が国が開発しているということです。そういう面では努力はしているわけであります。

この法案で、県が主体となりまして疾病の検査や指導をすることになっておりますが、検査技師の向上や検査指導体制の構築のために国への支援がやっぱり必要だと思いますから、県がそれだけ責任を持って今後進めていく上において国の全面的なバックアップ、これをどのようにとられようとしておるか、これが第一点であります。

もう一点は養殖共済制度、先ほど話がありましたがこれもまだまだ内容の充実と、そして適用範囲、いわゆる共済制度に乗っていいな魚種

(不共戴天の如き) 一言に表すと、  
ラストバッターでございまして、大臣・長官  
め皆さんさぞお疲れと思います。持ち時間が二  
分でございますので、よろしくお願ひいたし  
ます。

ここでじつと今までの同僚の質疑を聞いてお  
ますと、時折あれつと思うような、事実と違つ  
ないかとか、なるほどと思うようなことも多  
いわけあります。

実は、先ほど風間委員より、大臣が眠たそう  
のでちょっと意見を聞きたいという指摘があり

# まな いそり ま十初

○阿曾田清君 漁業権等の問題もありますから簡略化して進めいくという場合においては、養殖組合あたりが中心となつてやつていくときには思いついた事業等の導入をしながら、なるだけ漁業者の方々に負担が伴わないよう、転身しやすいように、そういう厚い手立てを講じていくべきだらうということを強く要望いたしておきます。

実は、こういった四種類のワクチンの開発の際も、水産庁の養殖研究所が当初の段階から共同研究なりに一緒に入りまして、さまざまな努力を重ねてこういうふうな実用化にこぎつけている。特に、マダイのイリードウイルス病ワクチン、最近開発されたものでございますが、これについては十一年、養殖研究所が独自に取り組んできてこういう成果を上げた、こういうことでござります。

種、これの問題も、同じ養殖業者で魚種が違う場合に適用にならないというのはおかしいので、特に熊本県のクルマエビはその対象になつておりません。そういう魚種の適用範囲の拡大もあわせて検討していただきたい。これは要望にいたしました。最初のだけお答えください。  
これまで終わります。

したが、その後直後に、私の耳が間違っていたいな  
ば、國が中央会に再々保険を出すという御発言  
されたんですが、そういう発言をされましたか。  
またそのとおりですか。

○國務大臣(中川昭一君)　あれは、その後、水  
戸長官とちよつとここでお話をしたんですけど  
も、正確を期すために長官の方から答えさせて  
ただきたいと思います。

そして、先ほど申し上げました。防止というよりもいわゆる予防という観点をなぜ私は主張するかといいますと、先ほど三浦委員からも話がありましたが、やはりエビを輸入した折にウイルス感染をして一時は生産高が七〇%落ち込んだんです。それで、私の町にも倒産したエビ養殖業者がおります。平成九年にはクルマエビは日本一でした。そして、もう一つ日本一になつたのがトラフグの養殖でありました。それ

結局、率直に言つて、こういうウイルス病あるいは細菌に基づく病気についてはワクチンが大変有効なわけでありますし、私ども、引き続きワクチンの開発に全力を挙げて取り組まなきいかぬというふうに思います。率直に言いまして、今お話を出ましたようなワグの口白病でございますか、その辺についてはまだ実はウイルスが完全に同定されていないというふうな問題がありますて、ワクチンの開発までは行っておりません。

く上では、御指摘のとおり、いわゆる検査能力が力不足で、検査機器の整備等いうことが欠かせません。そういう意味におきましては、私ども一つは各県に各種の機具・機材であるとかあるいは診断液であるとか、そういうものを常備するのに必要な經費についての助成の道を開きたいというふうに思っております。

それからもう一つは、その技術を各水産試験場、あるいはこの法律でいえば魚類防疫員の皆様へ

国が漁船保険中央会に対して検診委任等の事に 対するお金を受け取るというような発言をしたこと は事実でございますが、正確を期すために その事実と内容について長官の方から。 ○石井一二君 長官の答弁は要りません。今おしゃった交付とか何かだつたらそれで正しいん ですが、再々保険を出すと言われたんです、あなたは。それだったらそれで訂正しておいてください。また後で、あなたの名前のために議事録

チェックして、間違つておればおわびに上がりま

す。それから、いろんなパンフレットをいただいて

おりますが、その中で、漁船中央会の業務が拡大して、政府に対し中央会から再々保険が出る

と、ここまでいいんですが、漁船船主責任保険

についてもあたかも漁船保険中央会が再々保険を

出すというような図になつてゐるんですが、これ

は私はロイズの間違いだと思うんです、この分野

に関しては、だから、農水省が違つた資料を出し

てこれだけの委員に審議をせいと言つておるの

か、私の発言が違つておるのか、ちよつとそこの

ところをチェックしておきたいと思ひます。

○政府委員(中須勇雄君) よつと私もその資料

を見ておりませんので正確にはあれでございます

が、事実は、特殊保険と漁船乗組員給与保険につ

いては引き続き国が再保険主体となつて運営をし

ていく、こういうことでござります。事実はそ

ういうことでござります。

○石井一二君 だから、今言った漁船船主責任保

険は再々保険の先はロイズじゃないかといふ私の

指摘に對してどうなんですか。政府の資料はそれ

が政府になつていますよ。あなた方の資料では、

○政府委員(中須勇雄君) これは国でございま

す。政府でございます。

○石井一二君 ここに漁船保険中央会の出している

パンフレットがありますが、そこにははつきりと「ロイズ」と書いてある。あなたに渡しておき

ます。

それで、今回、漁船保険中央会の業務範囲があ

えたと、それについては須藤委員初めいろいろ論

議がございました。では、なぜ漁船乗組員の給与

保険と一緒に再保険を受けさせないのか。それだけ残した理由についてちょっと御指摘をいただきたいと思います。

○政府委員(中須勇雄君) 済みません。先ほどちょっと私が触れました特殊保険と漁船乗組員給与保険、この二つについては国の再保険を継続するわけでございます。

それはなぜかということにつきましては、特殊保険というものは戦乱等による漁船の損害をてん補する、それから漁船乗組員給与保険というものは漁船乗組員が拿捕、勾留された場合の給与の支払いを保障する保険、こういふある種の特別な保険でございます。いずれもこれらは自然災害ではなくて、人為的というか、他国というか、そういうことを含めた損害、損失をてん補する、こういう特

別な保険でございます。

率直に申しまして、国際情勢の変化によりまし

て保険事故が多発する、あるいは支払額が大幅

にふえる、こういう可能性を持つておりますの

で、今回の制度改正に際しても、そういう特別な

保険ですから、やはり国が再保険という形でやつ

ておいた方が安心感があるのではないかという声

がありましてこれについては変えなかつた、こう

いうことでございます。

○石井一二君 私は、理由としては非常に不十分

だと思ひます。

大臣はどのような見識で受け取つておられるか、御所見を賜りたい。

○國務大臣(中川昭一君) 老害というのは、お年

を召されて、それでお年を召された方がある立場

を立たれたときに、仕事あるいはその立場でやる

べき言動に對して不適切であるとの原因

が、その年齢がお年であることによつて、お年を

召されていることが原因であるということによつ

て総合的に老害であるというふうに一般的に理解

されているのではないかというふうに思います。

○石井一二君 一般論として拝聴をいたしました。

それで、ちなみに、これはちゃんと通告してい

ますから恐らくお答えいただけると思ひますが、会長、副会長の給与は幾らぐらいなんですか、この団体からいただいておられるのは。

○政府委員(中須勇雄君) 私ども、中央会から聞

いている範囲でございますが、会長はもちろん非

常勤でありますし、給与等の報酬は一切支払われ

ていませんことございます。副会長は、三

人やつぱり非常勤の方がおられます、この方に

つきましては年間百四十万円の報酬が支払われて

いるというふうに聞いております。各一名ずつで

す。

○石井一二君 今、特に会長は収入等は一切得て

いないというところに力が入つておったようにも

受け取れるわけですが、収入も源泉があつて直接

給与をもらう場合と、そのボストを持っているこ

とによって入つてくるお金というものがあると思

うんですね。例えば、会長の政治団体を見てみま

すと、年間収入が二億五千万、そのうち玉龍会、

御自身の後援会、鹿児島県農民政治連盟等々含め

て、私はこういったあたりに関連性があるのかな

いのかということに実は興味を持ち始めたんで

す。ここに膨大な資料がありまして、今ここで限

られた時間でこれの内容については触れません

が、私は、農水省として数多い関連の特殊法人や

団体に對して、いろんな人事的な刷新も含めて適

切な指導をしていく義務があろうと思ひます

で、私の申したようなことを含めて、この団体

じやなしに全体に、農水省のそういう団体につ

いて一度何らかのレビューといふか御研究を賜れ

ばありがたい、そのように思ひます。要望をいた

して、次のテーマに移りたいと思ひます。

さて、よくこのごろ皆が遊びに行くために海で

漁船とのトラブルが多いと思ひます。プレジャー

ボート保険というものがこのたび誕生しつつある

ということは喜ばしいことだと思いますが、陸上

の自賠責のようなものに一举になぜできないのか

ということを私は思ひます。そこでところに

ついて、長官でも大臣でもどちらでも結構です

が、将来的な予定も含めて、そういうことは無理

なのか、またする気がないのか、しても意味がな

いのか、その辺についての御発言を願いたいと思ひます。

○政府委員(中須勇雄君) プレジャー・ボートにつ

いて自賠責のように入れる義務づけ等、そういう

ことがもし実現いたしますれば、漁船を含めてブ

レジャー・ボートから被害を受けた場合に迅速にそ

れで対応するためのものでございますから、そ

ういう意味においては大変なメリットがある、これ

はそういうふうに評価されるべきものだというふ

うに私も思ひます。

ただ、そういう意味で、そういう御提言をいた

だくことは漁業に關係している者としては

大変ありがたいといふか、うれしい気持ちはある

わけありますが、同時にやっぱり自賠責のよう

いう意味においては大変なメリットがある、これ

はそういうふうに評価されるべきものだといふ

うに私も思ひます。

ただ、そういう意味で、そういう御提言をいた

だくことは漁業に關係している者としては

大変ありがたいといふか、うれしい気持ちはある

わけありますが、同時にやっぱり自賠責のよう

いう意味においては大変なメリットがある、これ

はそういうふうに評価されるべきものだといふ

うに私も思ひます。



こと。

また、漁場環境の現状把握に必要な支援・

指導を積極的に行うこと。

三 養殖漁場の環境改善を図るため、魚類のふんや残糞等の処理、海底の浚渫、赤潮の発生防止に係る技術開発等の積極的な推進に努めること。

四 低廉かつ安定した飼料の確保を図るために、未利用魚種の利用や安価で飼料効率の高い配合飼料の開発を推進すること。

五 特定疾病等のまん延を防止し、被害を最小限に抑えるため、魚病発生の早期把握及び情報の迅速な伝達体制の確立を図るとともに、国、都道府県の関係機関、種苗生産業者、養殖業者等の連携による魚類防疫体制の強化を図ること。

六 国内防疫措置の実効性を確保するため、魚類防疫員及び魚類防疫協力員の養成・能力の向上のための研修制度の整備等を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間赳君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(野間赳君) 全会一致と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいま法案を御可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(野間赳君) なお、両案の審査報告書の

作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(野間赳君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

第十四号中止誤			
ページ	段行	誤	正
二	三	かわら	
四	一		
五	二	経営率	経由率
六	七		
七	八		
八	九		
九	十		
一〇	一一		
一一	一二		
一二	一三		
一三	一四		
一四	一五		
一五	一六		
一六	一七		
一七	一八		
一八	一九		
一九	二〇		
二〇	二一		
二一	二二		
二二	二三		
二三	二四		
二四	二五		
二五	二六		
二六	二七		
二七	二八		
二八	二九		
二九	二一〇		
二一〇	二一一		
二一一	二一二		
二一二	二一三		
二一三	二一四		
二一四	二一五		
二一五	二一六		
二一六	二一七		
二一七	二一八		
二一八	二一九		
二一九	二二〇		
二二〇	二二一		
二二一	二二二		
二二二	二二三		
二二三	二二四		
二二四	二二五		
二二五	二二六		
二二六	二二七		
二二七	二二八		
二二八	二二九		
二二九	二二一〇		
二二一〇	二二一一		
二二一一	二二一二		
二二一二	二二一三		
二二一三	二二一四		
二二一四	二二一五		
二二一五	二二一六		
二二一六	二二一七		
二二一七	二二一八		
二二一八	二二一九		
二二一九	二二二〇		
二二二〇	二二二一		
二二二一	二二二二		
二二二二	二二二三		
二二二三	二二二四		
二二二四	二二二五		
二二二五	二二二六		
二二二六	二二二七		
二二二七	二二二八		
二二二八	二二二九		
二二二九	二二二一〇		
二二二一〇	二二二一一		
二二二一一	二二二一二		
二二二一二	二二二一三		
二二二一三	二二二一四		
二二二一四	二二二一五		
二二二一五	二二二一六		
二二二一六	二二二一七		
二二二一七	二二二一八		
二二二一八	二二二一九		
二二二一九	二二二二〇		
二二二二〇	二二二二一		
二二二二一	二二二二二		
二二二二二	二二二二三		
二二二二三	二二二二四		
二二二二四	二二二二五		
二二二二五	二二二二六		
二二二二六	二二二二七		
二二二二七	二二二二八		
二二二二八	二二二二九		
二二二二九	二二二二一〇		
二二二二一〇	二二二二一一		
二二二二一一	二二二二一二		
二二二二一二	二二二二一三		
二二二二一三	二二二二一四		
二二二二一四	二二二二一五		
二二二二一五	二二二二一六		
二二二二一六	二二二二一七		
二二二二一七	二二二二一八		
二二二二一八	二二二二一九		
二二二二一九	二二二二二〇		
二二二二二〇	二二二二二一		
二二二二二一	二二二二二二		
二二二二二二	二二二二二三		
二二二二二三	二二二二二四		
二二二二二四	二二二二二五		
二二二二二五	二二二二二六		
二二二二二六	二二二二二七		
二二二二二七	二二二二二八		
二二二二二八	二二二二二九		
二二二二二九	二二二二二一〇		
二二二二二一〇	二二二二二一一		
二二二二二一一	二二二二二一二		
二二二二二一二	二二二二二一三		
二二二二二一三	二二二二二一四		
二二二二二一四	二二二二二一五		
二二二二二一五	二二二二二一六		
二二二二二一六	二二二二二一七		
二二二二二一七	二二二二二一八		
二二二二二一八	二二二二二一九		
二二二二二一九	二二二二二二〇		
二二二二二二〇	二二二二二二一		
二二二二二二一	二二二二二二二		
二二二二二二二	二二二二二二三		
二二二二二二三	二二二二二二四		
二二二二二二四	二二二二二二五		
二二二二二二五	二二二二二二六		
二二二二二二六	二二二二二二七		
二二二二二二七	二二二二二二八		
二二二二二二八	二二二二二二九		
二二二二二二九	二二二二二二一〇		
二二二二二二一〇	二二二二二二一一		
二二二二二二一一	二二二二二二一二		
二二二二二二一二	二二二二二二一三		
二二二二二二一三	二二二二二二一四		
二二二二二二一四	二二二二二二一五		
二二二二二二一五	二二二二二二一六		
二二二二二二一六	二二二二二二一七		
二二二二二二一七	二二二二二二一八		
二二二二二二一八	二二二二二二一九		
二二二二二二一九	二二二二二二二〇		
二二二二二二二〇	二二二二二二二一		
二二二二二二二一	二二二二二二二二		
二二二二二二二二	二二二二二二二三		
二二二二二二二三	二二二二二二二四		
二二二二二二二四	二二二二二二二五		
二二二二二二二五	二二二二二二二六		
二二二二二二二六	二二二二二二二七		
二二二二二二二七	二二二二二二二八		
二二二二二二二八	二二二二二二二九		
二二二二二二二九	二二二二二二二一〇		
二二二二二二二一〇	二二二二二二二一一		
二二二二二二二一一	二二二二二二二一二		
二二二二二二二一二	二二二二二二二一三		
二二二二二二二一三	二二二二二二二一四		
二二二二二二二一四	二二二二二二二一五		
二二二二二二二一五	二二二二二二二一六		
二二二二二二二一六	二二二二二二二一七		
二二二二二二二一七	二二二二二二二一八		
二二二二二二二一八	二二二二二二二一九		
二二二二二二二一九	二二二二二二二二〇		
二二二二二二二二〇	二二二二二二二二一		
二二二二二二二二一	二二二二二二二二二		
二二二二二二二二二	二二二二二二二二三		
二二二二二二二二三	二二二二二二二二四		
二二二二二二二二四	二二二二二二二二五		
二二二二二二二二五	二二二二二二二二六		
二二二二二二二二六	二二二二二二二二七		
二二二二二二二二七	二二二二二二二二八		
二二二二二二二二八	二二二二二二二二九		
二二二二二二二二九	二二二二二二二二一〇		
二二二二二二二二一〇	二二二二二二二二一一		
二二二二二二二二一一	二二二二二二二二一二		
二二二二二二二二一二	二二二二二二二二一三		
二二二二二二二二一三	二二二二二二二二一四		
二二二二二二二二一四	二二二二二二二二一五		
二二二二二二二二一五	二二二二二二二二一六		
二二二二二二二二一六	二二二二二二二二一七		
二二二二二二二二一七	二二二二二二二二一八		
二二二二二二二二一八	二二二二二二二二一九		
二二二二二二二二一九	二二二二二二二二二〇		
二二二二二二二二二〇	二二二二二二二二二一		
二二二二二二二二二一	二二二二二二二二二二		
二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二三		
二二二二二二二二二三	二二二二二二二二二四		
二二二二二二二二二四	二二二二二二二二二五		
二二二二二二二二二五	二二二二二二二二二六		
二二二二二二二二二六	二二二二二二二二二七		
二二二二二二二二二七	二二二二二二二二二八		
二二二二二二二二二八	二二二二二二二二二九		
二二二二二二二二二九	二二二二二二二二二一〇		
二二二二二二二二二一〇	二二二二二二二二二一一		
二二二二二二二二二一一	二二二二二二二二二一二		
二二二二二二二二二一二	二二二二二二二二二一三		
二二二二二二二二二一三	二二二二二二二二二一四		
二二二二二二二二二一四	二二二二二二二二二一五		
二二二二二二二二二一五	二二二二二二二二二一六		
二二二二二二二二二一六	二二二二二二二二二一七		
二二二二二二二二二一七	二二二二二二二二二一八		
二二二二二二二二二一八	二二二二二二二二二一九		
二二二二二二二二二一九	二二二二二二二二二二〇		
二二二二二二二二二二〇	二二二二二二二二二二一		
二二二二二二二二二二一	二二二二二二二二二二二		
二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二三		
二二二二二二二二二二三	二二二二二二二二二二四		
二二二二二二二二二二四	二二二二二二二二二二五		
二二二二二二二二二二五	二二二二二二二二二二六		
二二二二二二二二二二六	二二二二二二二二二二七		
二二二二二二二二二二七	二二二二二二二二二二八		
二二二二二二二二二二八	二二二二二二二二二二九		
二二二二二二二二二二九	二二二二二二二二二二一〇		
二二二二二二二二二二一〇	二二二二二二二二二二一一		
二二二二二二二二二二一一	二二二二二二二二二二一二		
二二二二二二二二二二一二	二二二二二二二二二二一三		
二二二二二二二二二二一三	二二二二二二二二二二一四		
二二二二二二二二二二一四	二二二二二二二二二二一五		
二二二二二二二二二二一五	二二二二二二二二二二一六		
二二二二二二二二二二一六	二二二二二二二二二二一七		
二二二二二二二二二二一七	二二二二二二二二二二一八		
二二二二二二二二二二一八	二二二二二二二二二二一九		
二二二二二二二二二二一九	二二二二二二二二二二二〇		
二二二二二二二二二二二〇	二二二二二二二二二二二一		
二二二二二二二二二二二一	二二二二二二二二二二二二		
二二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二二三		
二二二二二二二二二二二三	二二二二二二二二二二二四		
二二二二二二二二二二二四	二二二二二二二二二二二五		
二二二二二二二二二二二五	二二二二二二二二二二二六		
二二二二二二二二二二二六	二二二二二二二二二二二七		
二二二二二二二二二二二七	二二二二二二二二二二二八		
二二二二二二二二二二二八	二二二二二二二二二二二九		
二二二二二二二二二二二九	二二二二二二二二二二二一〇		
二二二二二二二二二二二一〇	二二二二二二二二二二二一一		
二二二二二二二二二二二一一	二二二二二二二二二二二一二		
二二二二二二二二二二二一二	二二二二二二二二二二二一三		
二二二二二二二二二二二一三	二二二二二二二二二二二一四		
二二二二二二二二二二二一四	二二二二二二二二二二二一五		
二二二二二二二二二二二一五	二二二二二二二二二二二一六		
二二二二二二二二二二二一六	二二二二二二二二二二二一七		
二二二二二二二二二二二一七	二二二二二二二二二二二一八		
二二二二二二二二二二二一八	二二二二二二二二二二二一九		
二二二二二二二二二二二一九	二二二二二二二二二二二二〇		
二二二二二二二二二二二二〇	二二二二二二二二二二二二一		
二二二二二二二二二二二二一	二二二二二二二二二二二二二		
二二二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二二二三		
二二二二二二二二二二二二三	二二二二二二二二二二二二四		
二二二二二二二二二二二二四	二二二二二二二二二二二二五		
二二二二二二二二二二二二五	二二二二二二二二二二二二六		
二二二二二二二二二二二二六	二二二二二二二二二二二二七		
二二二二二二二二二二二二七	二二二二二二二二二二二二八		
二二二二二二二二二二二二八	二二二二二二二二二二二二九		
二二二二二二二二二二二二九	二二二二二二二二二二二二一〇		
二二二二二二二二二二二二一〇	二二二二二二二二二二二二一一		
二二二二二二二二二二二二一一	二二二二二二二二二二二二一二		
二二二二二二二二二二二二一二	二二二二二二二二二二二二一三		
二二二二二二二二二二二二一三	二二二二二二二二二二二二一四		
二二二二二二二二二二二二一四	二二二二二二二二二二二二一五</		